

はじめに

食は人の生命と健康の根源をなすものです。そのため私たち人間は、長い歴史の中で、それぞれの地域に適した食文化をつくり上げ、健康で豊かな人間性を育んできました。

しかしながら、社会構造の変化により家族構成や食生活をはじめとするライフスタイルが大きく変わり、食の大切さが忘れられ、健全な食生活が失われつつあります。

私たちの食生活は豊かになり「飽食の時代」とさえ言われるようになりましたが、栄養の偏りや食習慣の乱れ、それに起因した肥満や生活習慣病の増加など、深刻な問題が生じています。

このような現状に対処するため国は、平成17年7月に「食育基本法」を施行しました。その中では、食育を生きる上での基本であって、知育・德育・体育の基礎となるべきものと位置づけ、国民運動として推進していくことが謳われています。

「食育」は、本市に生まれた石塚左玄が1898年に著した「食物養生法」の中で初めて提唱した言葉ですが、その考え方は、100年後の私たちにも通じるものであり、国の食育基本法にも生かされています。

本市におきましても、食をめぐる様々な問題が生じており、食に関する行政の取り組みや市民の自発的な実践が始まっています。

こうした背景を踏まえ、このたび本市の食育を市民運動として推進するに当たっての基本的考え方や具体的な行動計画を示す「福井市食育推進計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、食育の推進に全力を傾注して参りたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の作成にご尽力をいただきました福井市食育推進計画策定委員会並びに福井市食育推進会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成20年3月



福井市長

東村新一

目 次

はじめに

第1編 総論

第1章 概要

1	計画策定の背景及び趣旨		1
2	計画の位置付け		4
(1)	国、県との関係		
(2)	第五次福井市総合計画との関係		
(3)	食育に関連する本市の他の諸計画との関係		
3	計画の期間		4
4	計画の推進方法		5

第2章 食をめぐる現状と課題

1	社会情勢の変化と食習慣の乱れ		6
(1)	食の変化		
(2)	食習慣の乱れ		
2	食生活と健康		14
(1)	肥満と過度の瘦身志向		
(2)	生活習慣病の増加		
(3)	平均寿命と健康寿命		
3	食の安全・安心と生産		19
(1)	食の安全・安心		
(2)	食の生産		
4	地域の食文化		26
(1)	食文化の継承		

第3章 計画の基本的考え方

1	基本理念及び基本目標		29
(1)	基本理念		
(2)	基本目標		
2	基本方針		30
(1)	市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成		
(2)	食に関する感謝の念と理解		
(3)	食育推進運動の展開		
(4)	子どもの成長に合わせた食育の推進		
(5)	食に関する体験学習と食育推進活動の実践		
(6)	伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び地域の活性化と食料自給率の向上への貢献		
(7)	食品の安全性の確保及び食に関する情報の提供等による市民の適切な食生活の実践		

3 ライフステージに応じた食育の推進	32
(1) 乳・幼児期（0～5歳）	
(2) 少年期（6～15歳）	
(3) 青年期（16～24歳）	
(4) 壮年期（25～44歳）	
(5) 中年期（45～64歳）	
(6) 高年期（65歳以上）	
4 家庭、保育所・学校等、地域、行政の役割	36
(1) 家庭の役割	
(2) 保育所・学校等の役割	
(3) 地域の役割	
(4) 行政の役割	
5 推進目標（数値目標）	39
(1) 元気な子どもの育成	
(2) 健康長寿ふくい	
(3) 食育で地域の活性化	

第2編 各論

第1章 具体的な行動計画	54
1 重点的視点	
(1) 元気な子どもの育成	
(2) 健康長寿ふくい	
(3) 食育で地域の活性化	
2 各分野で取り組む事項	54
(1) 家庭での取組	
(2) 保育所・学校等での取組	
(3) 地域での取組	
3 市が取り組む推進施策	57
(1) 家庭における食育の推進	
(2) 保育所・学校等における食育の推進	
(3) 地域における食育の推進	
(4) 食の生産と消費に関連した食育の推進	
(5) 市民運動の展開	

資料編

- 1 食育基本法（平成17年法律第63号）
- 2 食育推進基本計画（平成18年3月31日食育推進会議決定）
- 3 計画策定のとりくみ
- 4 用語解説

第1編 総論

第1章 概要

1 計画策定の背景及び趣旨

「食」は命の源です。豊かな自然環境の中で、私たち人間が長い年月をかけて築き上げてきた食についての豊かな知識、創意工夫に富んだ食文化が、健全な食生活を実践しながら生きる力を育み地域の活力を支えています。

近年、食の多様化が大きく進展するとともに、食の大切さに関する意識が希薄になり、健全な食生活が失われつつあります。加えて、食に関する情報が社会に氾濫し、国民が食に関する正しい情報を適切に選別し、活用することのできない状況が見受けられます。

また、栄養の偏りや食習慣の乱れにより肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身などの問題が指摘されており、早期に改善を図る必要があります。

特に、成長期にある子どもたちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性を育んでいく基礎となることから、地域や社会を挙げて子どもの食育に取り組むことが求められています。

一方、食を取り巻く環境の観点からみると、食品の安全性の確保と市民の理解の増進、食料自給率の向上を図る必要があります。さらに、地域社会の活性化等の観点から、伝統ある食文化の継承を図ることが重要です。

このような食をめぐる状況に対処し、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる人間を育てる「食育」を国民運動として推進するため、平成17年7月に「食育基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成18年3月には「食育推進基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

この基本計画は、平成18年度から平成22年度までの5年間を対象として食育の推進に関する施策の基本的な方針や数値目標等を定めるとともに、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の基本となるものです。

本市では、豊かで恵まれた自然環境の中、食材が豊富で米を中心としたバランスの良い食事が維持されてきました。

しかしながら、近年では、本市においても全国と同様、食生活をめぐる様々な問題が生じており、幼少期からの発達段階に応じた健全な食習慣づくりの推進と併せて、安全・安心な農林水産物を安定的に供給することが求められています。

このような背景を踏まえ、市民が、自発的に食育に取り組み、食育の推進を市民運動として展開するため「福井市食育推進計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

この計画は、食育を推進するに当たっての基本的な考え方や具体的な行動計画についてとりまとめたものです。

今後は、この計画に基づき、食育の推進を市民運動として展開することにより、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指します。

コラム

食育の語源

日本で初めて「食育」を提唱した石塚左玄

左玄は、1851年に福井市子安町（現、宝永4丁目）に生まれました。名付け親は、幕末の志士、橋本左内といわれ、漢方医学を学び、医師と薬剤師の資格を有し、陸軍少将、陸軍薬剤監などとして活躍しました。

左玄が、1898年（明治31年）に著した「食物養生法」で、「学童を持つ人は、体育も知育も才育もすべて食育にあると考えるべきである」とし、体育、知育、才育の基本となるものとして「食育」の重要性を述べています。

また、「民族の伝統的食習慣を軽々しく変えるべきではない。地方に先祖代々伝わってきた食生活にはそれぞれ意味があり、その土地の食生活に学ぶべきである。」という現代の地産地消につながる、「身土（しんど）不二（ふじ）」（身体（身）と環境（土）とは不可分（不二）である）の考えを説くとともに、食の栄養、安全、選び方、組み合わせ方の知識とそれに



石塚 左玄（日本CI協会提供）

基づく食生活が心身ともに健全な人間をつくるという教育、すなわち食育の大切さを説いています。

左玄が明治の時代に残した食育の考え方、没後100年たった今よみがえり「食育基本法」の礎になったといえます。

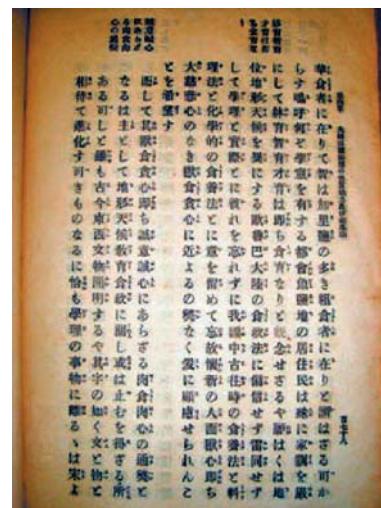
本市は、我が国で初めて食育を提唱した石塚左玄の生まれた地であり、その意味では、食育という言葉のふるさとといえます。

石塚左玄著「食物養生法」内表紙



（国立国会図書館所蔵）

石塚左玄著「食物養生法」本文



（国立国会図書館所蔵）

2 計画の位置付け

(1) 国、県との関係

この計画は、基本法第18条第1項の規定により、基本計画を基本として策定するものです。また、県においては、平成17年11月に食育を推進するための手引き書となる「健康長寿ふくいの食育活動マニュアル」を作成していることから、この計画における施策の展開に当たっては、この食育活動マニュアルとの整合性を図りながら、その実現を図っていくこととします。

○ 基本法第18条第1項

「市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。」

(2) 第五次福井市総合計画との関係

この計画は、「21世紀を拓くふくい創造プラン（第五次福井市総合計画）」の中で示された将来像「人 街 自然 文化的 交・響・樂・彩 ふくい」を具体化する一つの計画として位置付けされるものです。

(3) 食育に関連する本市の他の諸計画との関係

この計画における施策の展開に当たっては、本市の「健康ふくい21（第四次福井市保健計画）」、「あじさい行動計画2007（福井市第三次男女共同参画基本計画）」、「福井市農林水産業振興ビジョン」など、諸計画との整合性を図りながら、その実現を図っていくこととします。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成20年度から23年度までの4年間とします。

なお、食育に関する施策を計画的に推進するため、この計画で定めた目標の達成状況等を定期的に検証するとともに、社会情勢等の変化や目標の達成状況等によって、必要に応じ計画の見直しをします。

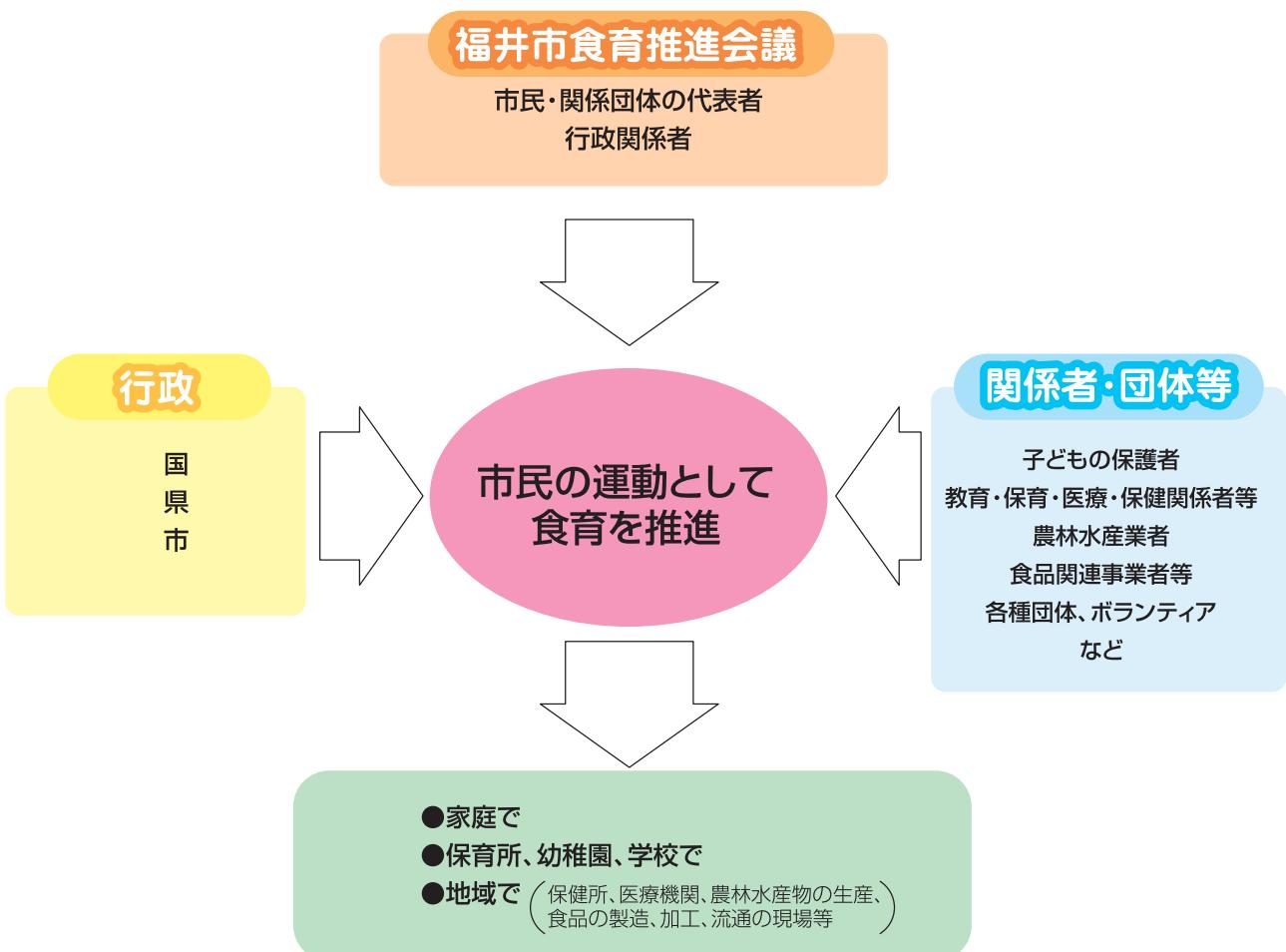
4 計画の推進方法

この計画は、本市における食育の目指すべき方向を示し、その実現のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

食育の推進に当たっては、この計画に基づき、市民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者、その他の関係機関・団体などと連携を図り、市民運動として展開します。

また、「福井市食育推進会議」が中心となって、食育の推進とこの計画の進行管理を行います。

食育推進体制



第2章 食をめぐる現状と課題

1 社会情勢の変化と食習慣の乱れ

我が国の社会経済構造等が大きく変化していく中、市民のライフスタイルや価値観・ニーズが高度化・多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境が変わってきました。また、日々忙しい生活を送る中、食への感謝の気持ちや理解が薄れ、毎日の食の大切さに対する意識が希薄になってきています。

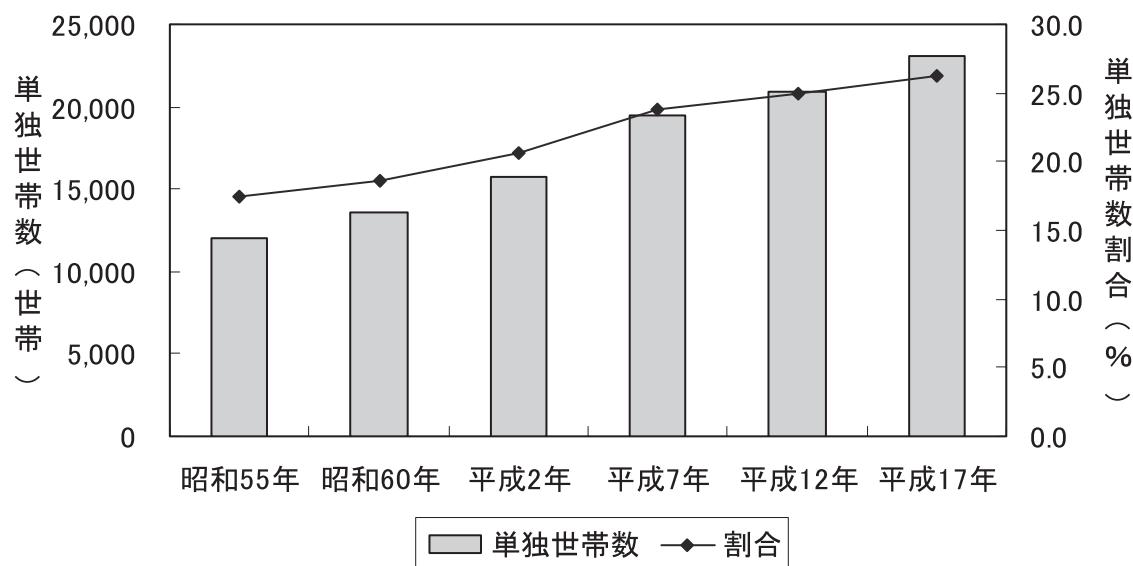
生活のリズムとしての規則正しい食事、栄養面でバランスのとれた食事などの健全な食生活が失われつつあり、早期に改善を図る必要があります。

(1) 食の変化

①食の外部化、簡便化の進展

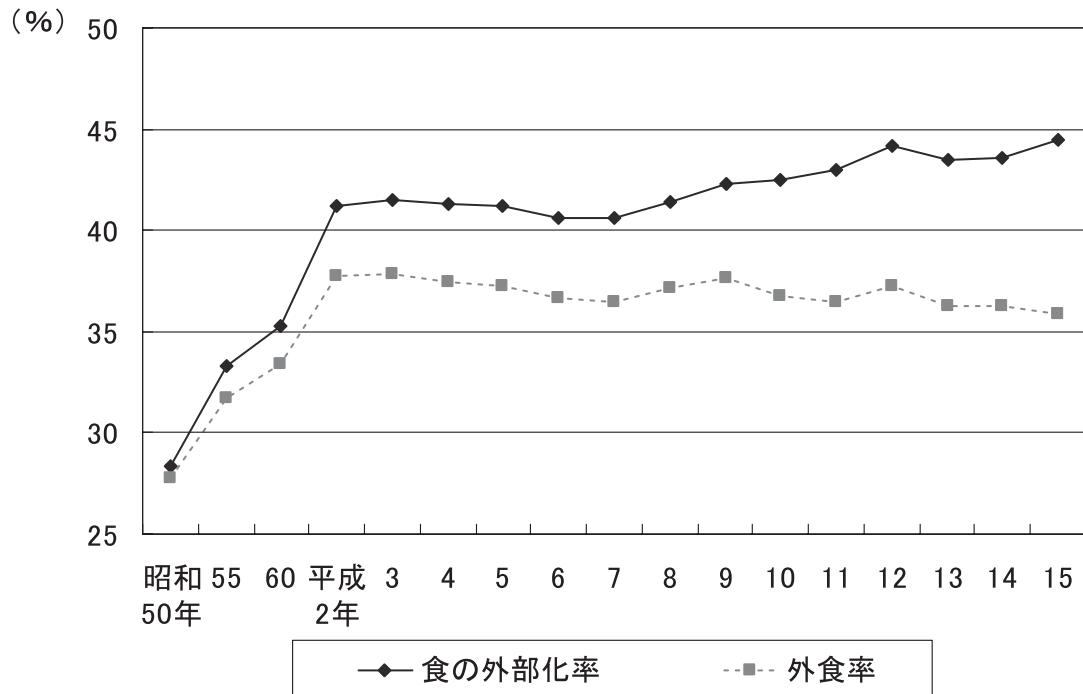
近年、単独世帯の増加や女性の社会進出等の社会情勢の変化の中で、調理や食事を家の外に依存する食の外部化が進展し、食の簡易化・簡便化志向が高まっています。（図表-1、2、3）

図表-1 単独世帯数及び単独世帯数割合の推移（福井市）



資料：国勢調査（平成17年10月調査）

図表-2 食料消費支出に占める外部化率の推移（全国）

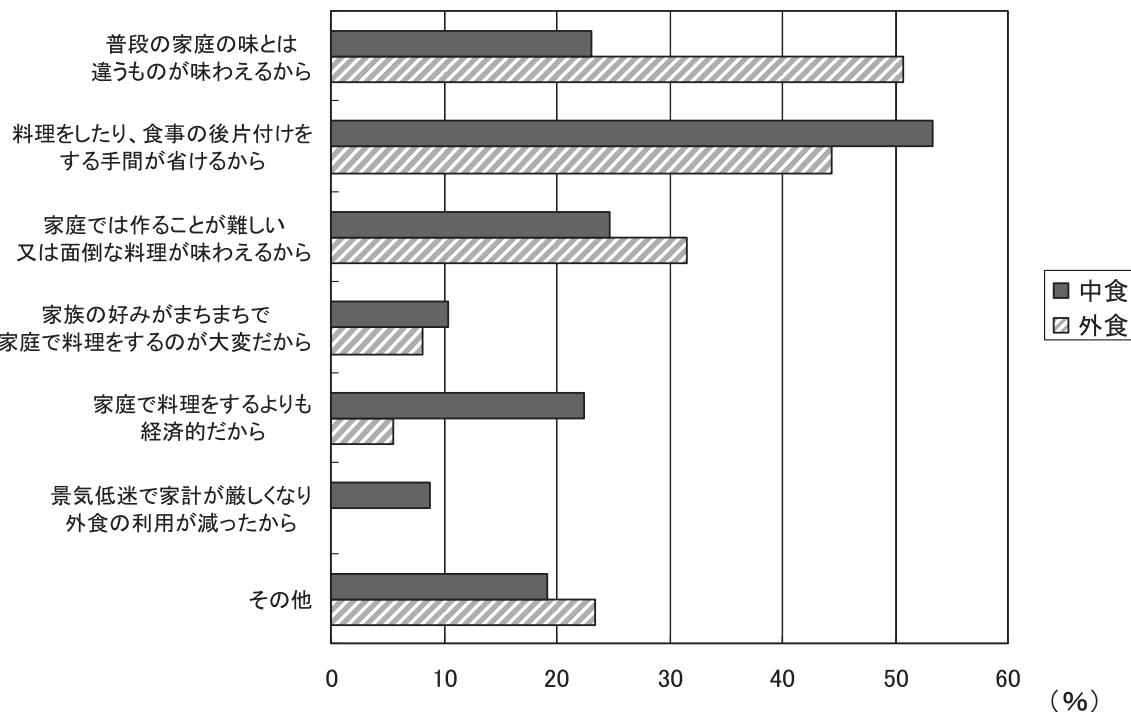


注：食の外部化率…外食率に惣菜・調理食品の支出割合を加えたもの

資料：内閣府「国民経済計算報告」、(財)外食産業総合調査研究センター「外食産業市場規模」、日本たばこ産業（株）資料を基に農林水産省で試算

用語説明　※1 外食率：食料消費支出に占める外食の割合

図表-3 中食・外食の利用頻度が増えた理由（全国）



注：全人口の年齢構成比に応じて無作為に抽出した1,250人を対象とする調査で、複数回答（2項目まで選択）の調査結果

資料：農林漁業金融公庫「中食^{※1}や外食の利用に関するアンケート調査」（平成15年6～7月調査）

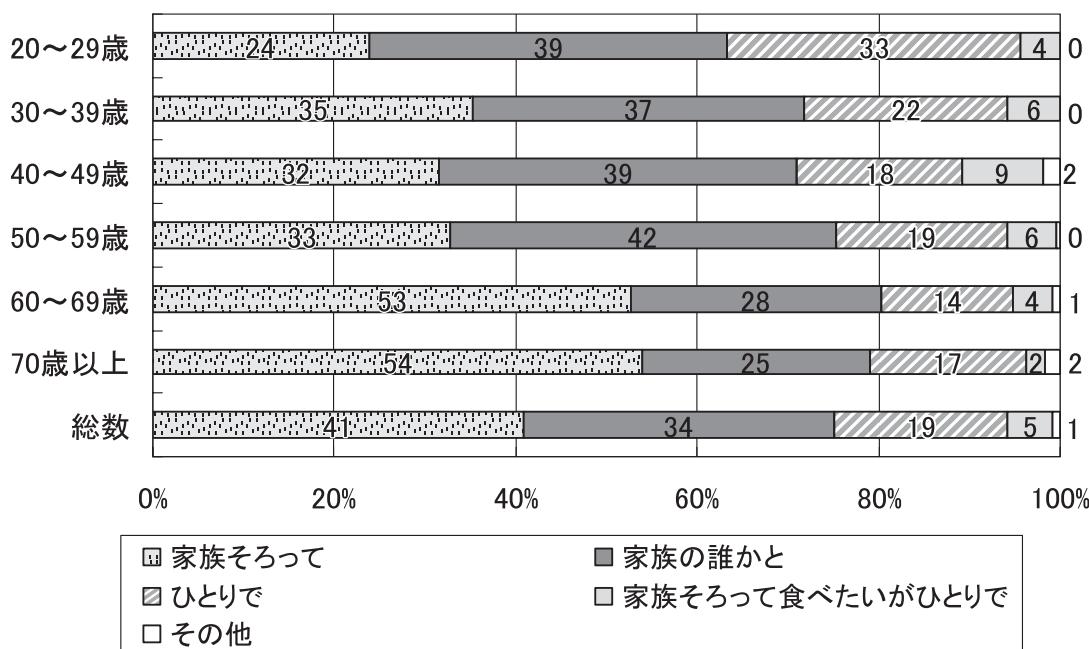
②食事環境の変化

食を通じたコミュニケーションは、元気な子どもたちの育成や、良好な人間関係の構築につながる重要なものですですが、昨今、生活時間の多様化、単独世帯の増加とも相まって、家族等と楽しく食卓を囲む機会が少なくなりつつあります。

また、家族が暮らしている環境下においても、子どもだけで食事をとる「孤食」や、家族一緒に食卓で特段の理由もなく別々の料理を食べる「個食」が見受けられます。（図表-4、5）

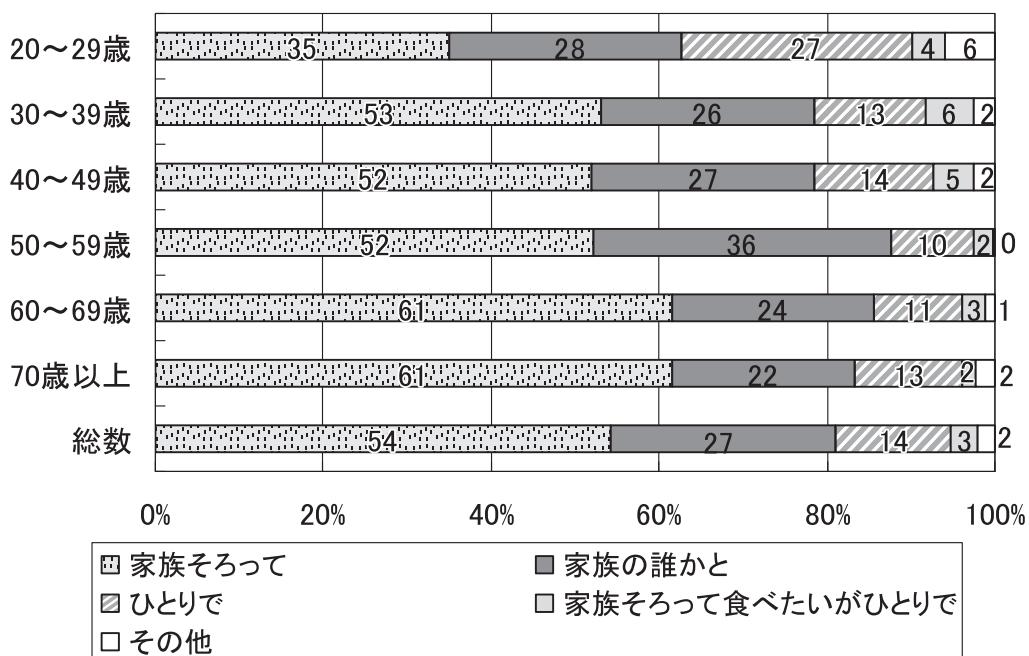
用語説明 ※1 中食：市販の弁当やそう菜など、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校・屋外等へ持ち帰り、そのまま（調理過熱することなく）食事として食べられる状態に調理された食品の総称

図表-4 家族そろって食事（朝食）をとっているか（福井市）



資料：平成19年度「福井市食育推進計画」策定にかかるアンケート調査（平成19年5月調査）

図表-5 家族そろって食事（夕食）をとっているか（福井市）

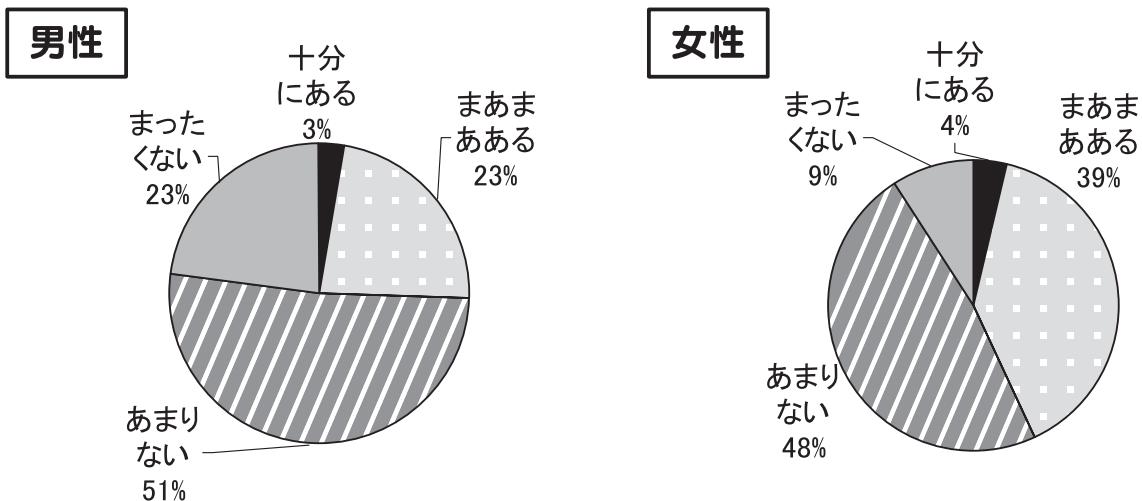


資料：平成19年度「福井市食育推進計画」策定にかかるアンケート調査（平成19年5月調査）

③食に関する理解や判断力

食に関する情報が社会に氾濫し、料理をする機会の減少と相まって、消費者が食に関する正しい情報を適切に選別し、活用することが困難な状況が見受けられます。その結果、健全な食生活の実現に欠かせない食に関する知識や判断力が低下しています。（図表-6）

図表-6 食事を整えるための知識や技術があるか（福井県）



資料：平成11年度県民栄養調査（平成11年11～12月調査）

（2）食習慣の乱れ

①栄養の偏り

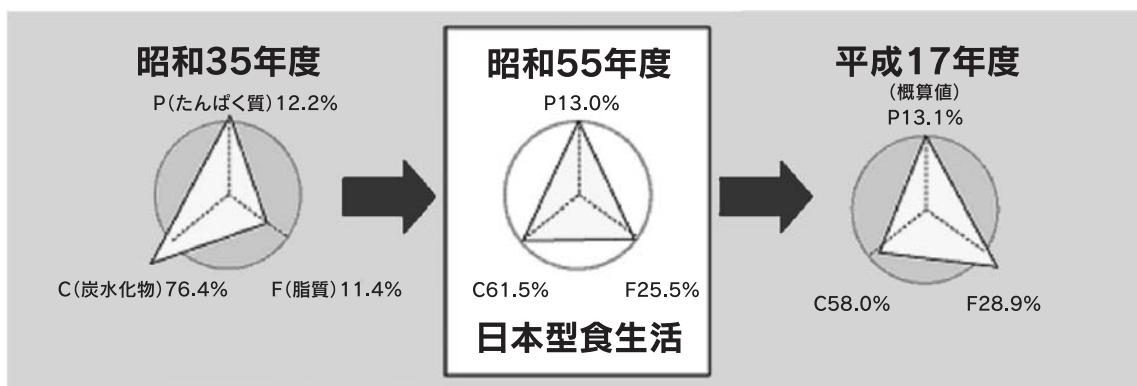
昭和50年代半ばには、全国的には、日本の気候風土に適した米を中心とする水産物、畜産物、野菜など、多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた「日本型食生活」が実現されていました。

しかし、近年、社会経済情勢の変化等を背景に、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足など、栄養の偏りが見られます。（図表-7）

福井県における年齢別エネルギーの栄養素別摂取構成比で脂質の占める割合をみると、30歳代において、「日本人の食事摂取基準（2005年版）」における脂肪エネルギー比率の目標量上限値を超えてています。（図表-8）

また、野菜の摂取量は、男女とも年齢が高いほど多い傾向にありますが、目標とする野菜の摂取量の350gには達していないことがわかります。（図表-9）

図表-7 日本国型食生活のすすめ（全国）

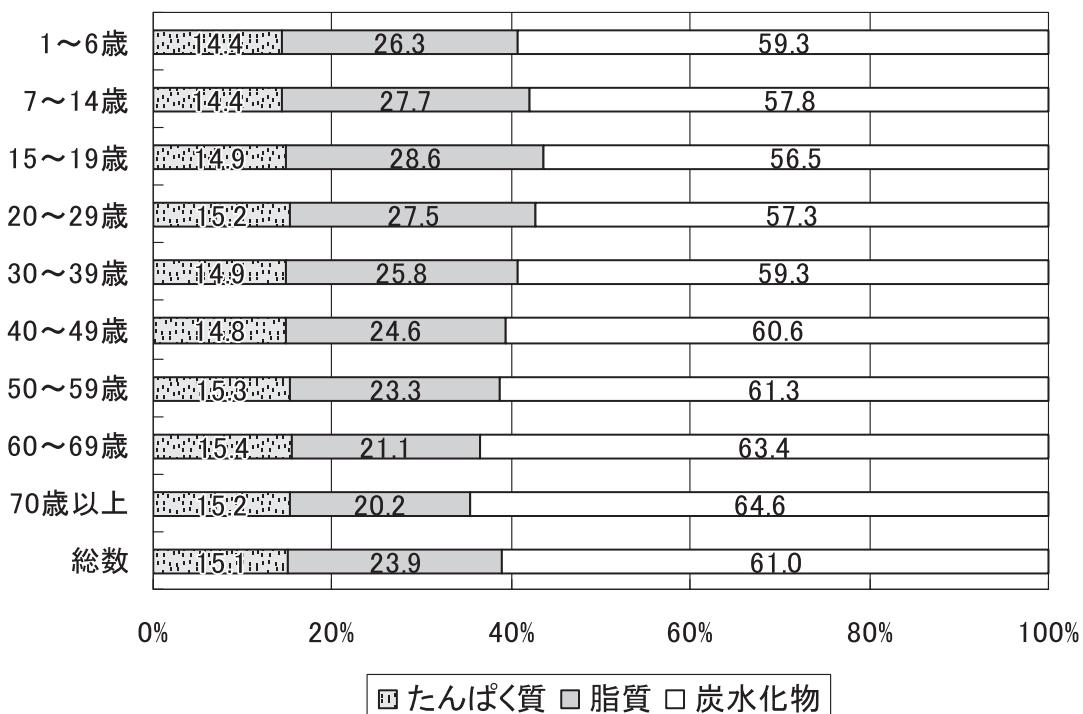


注：適正比率…P(たんぱく質)13%、F(脂質)27%、C(炭水化物)60%

食料・農業・農村基本計画における平成22年度の目標値(供給ベース)

資料：農林水産省「食料需給表」

図表-8 年齢別エネルギーの栄養素別摂取構成比（福井県）

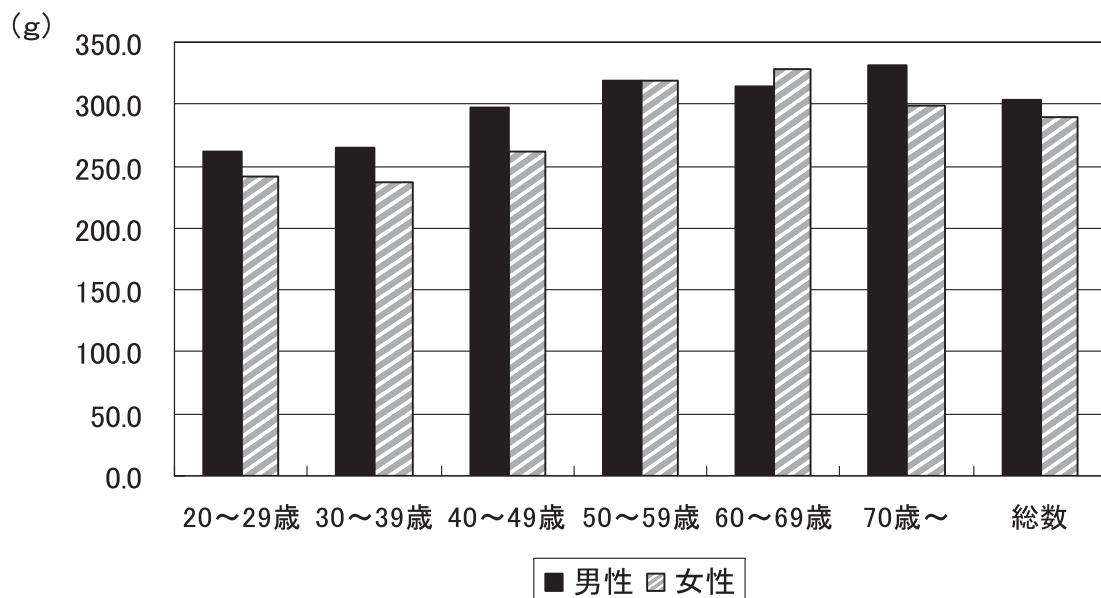


注：「日本人の食事摂取基準(2005年版)」における脂肪エネルギー比率の目標量は、

1～29歳 20～30%、30～69歳 20～25%である。

資料：平成18年度県民健康・栄養調査（平成18年11月調査）

図表-9 野菜摂取量（福井県）



資料：平成18年度県民健康・栄養調査（平成18年11月調査）

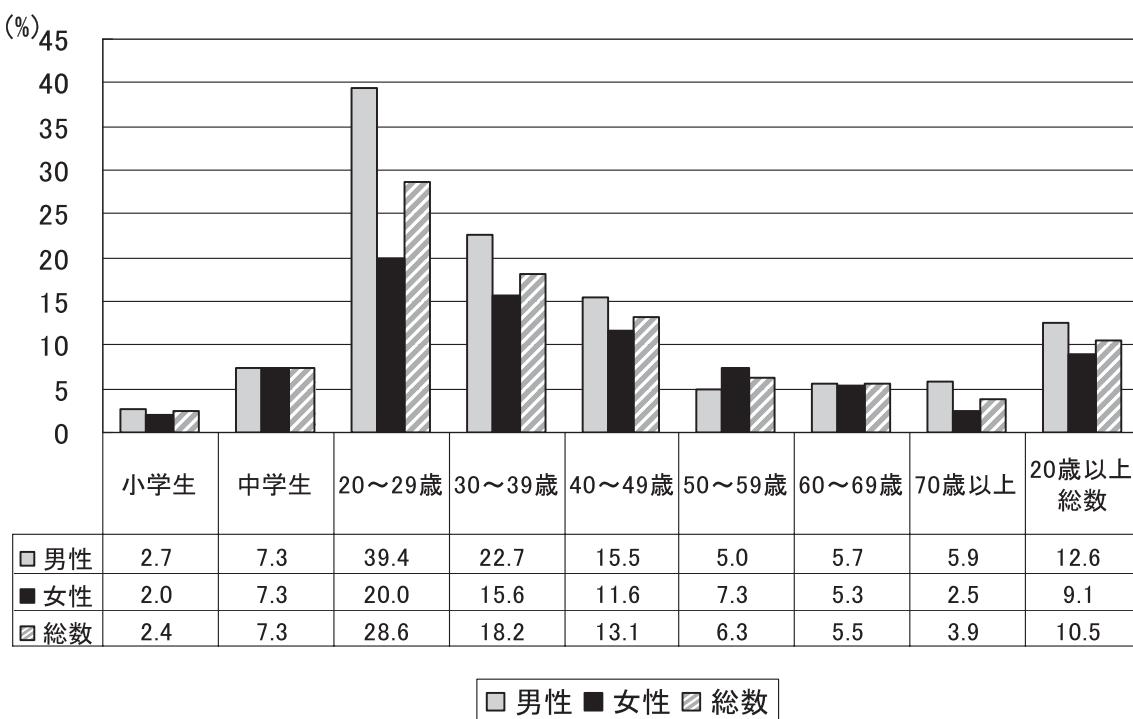
②不規則な食事

近年、朝・昼・晩の規則的な食事を取らない不規則な食事が、子どもを含めて見受けられます。

福井県における朝食の欠食率の年次推移をみると、男女ともに増加傾向にあることがわかります。（図表-10、11）

朝食の欠食は、朝食以外の1回の食事の摂取量が多くなり、過食につながる可能性もあることから、肥満や生活習慣病の発症を助長すること、午前中のエネルギー供給が不十分となり体調が悪くなることなど、問題点が多く指摘されています。

図表-10 朝食の欠食率（福井市）



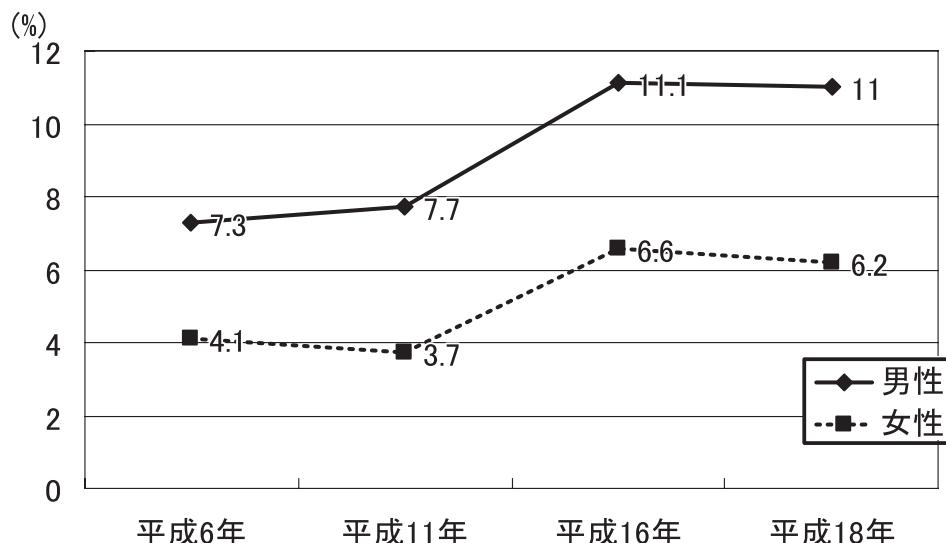
注：①ここでいう「欠食率」とは、「食べることが少ない（週2～3日程度）」及び「ほとんど食べない」を合わせた数値としています。

②小中学生における朝食の摂取状況は、図表-27（P.40）参照

資料：平成19年度「福井市食育推進計画」策定にかかるアンケート調査（平成19年5月調査）

小・中学生…福井市児童・生徒ライフスタイル調査（平成18年10月調査）

図表-11 朝食の欠食率の年次推移（福井県）



資料：平成18年度県民健康・栄養調査（平成18年11月調査）

2 食生活と健康

市民の健全な食生活は重要であり、特に、成長期にある子どもたちは、健康で豊かな人間性を育む基礎となります。

また、高齢者が生き生きと生活していく上で、健康に過ごせる期間を長くすることが重要であることから、運動習慣とともに健全な食生活を心がけ、健康寿命をいかに延ばすかが課題となっています。

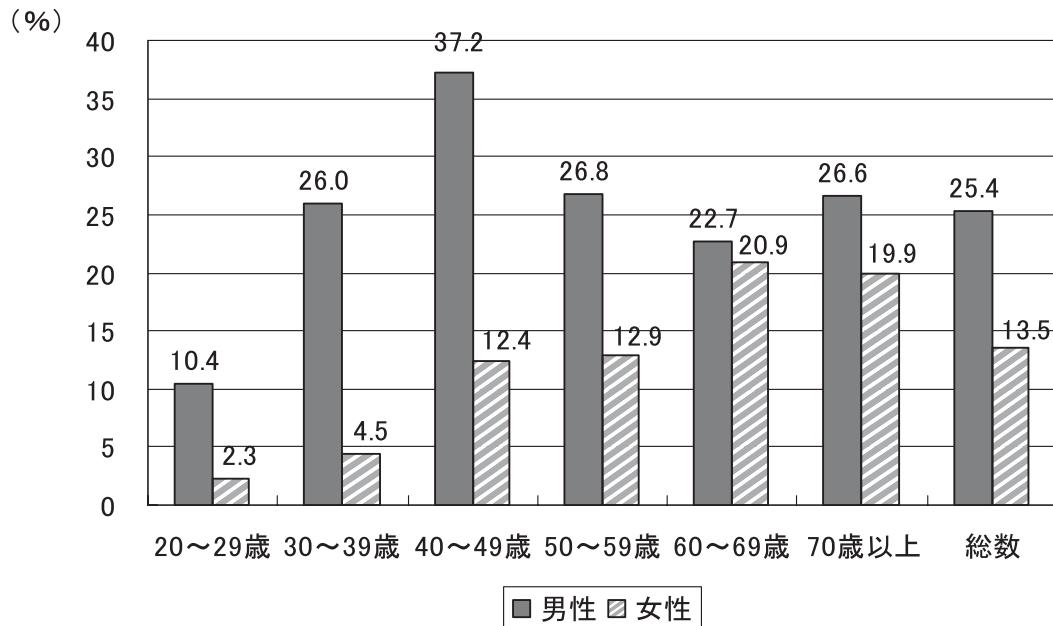
(1) 肥満と過度の痩身志向

①肥満

近年、肥満の増加が見られ、特に30歳代以上の男性および60歳以上の女性に多く見られます。
(図表-12)

肥満は糖尿病や高脂血症、高血圧症など、生活習慣病の一因となっています。

図表-12 肥満者の割合（福井市）



注：肥満度の判定はBMI(Body Mass Index)を用いて判定

BMIは「体重kg／(身長m)²」により算定

やせ(低体重)：BMI<18.5 正常：18.5≤BMI<25 肥満 BMI≥25

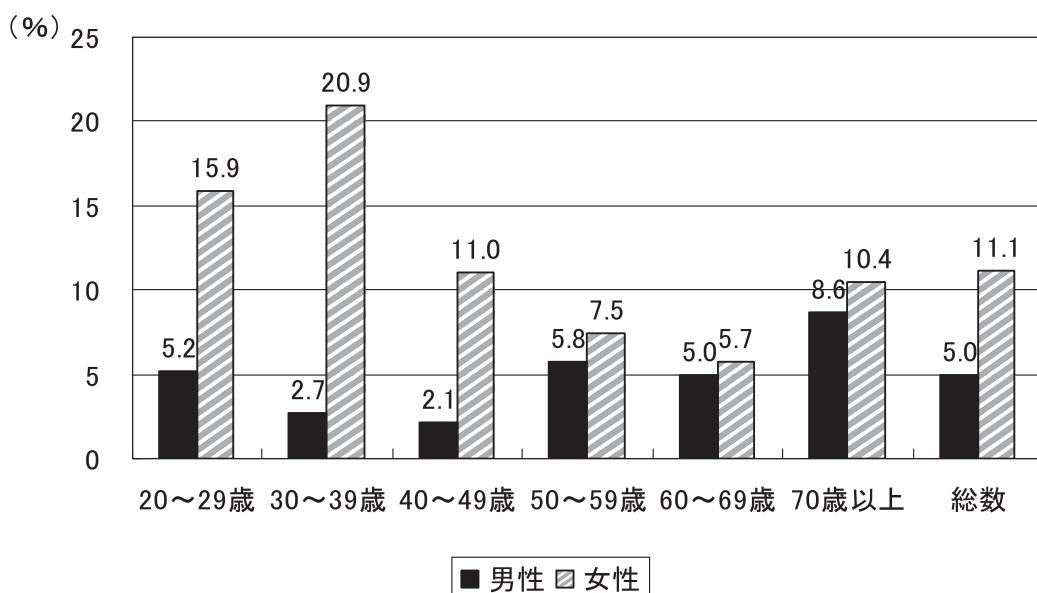
資料：平成19年度「福井市食育推進計画」策定にかかるアンケート調査（平成19年5月調査）

②過度の痩身志向

近年、若い世代を中心にやせている人の割合が増加傾向となっています。(図表-13)

若い女性における過度の痩身は、体力低下やホルモンバランスの異常などを引き起こします。また、骨の形成が10歳代後半に完成することから、将来の骨粗しょう症の予防も含め、子どもの頃からの健全な食生活が必要となっています。

図表-13 やせ（低体重者）の割合（福井市）



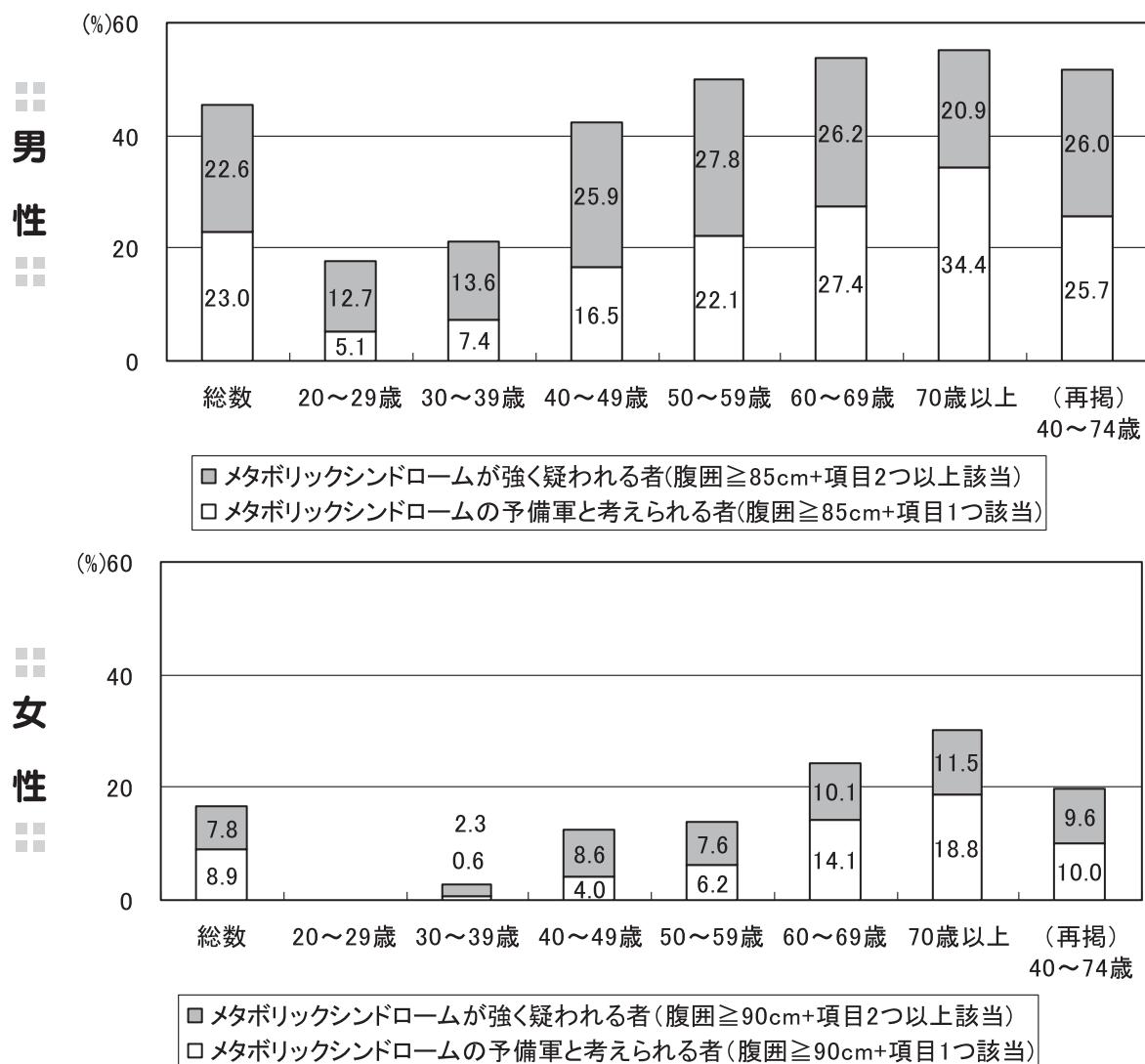
資料：平成19年度「福井市食育推進計画」策定にかかるアンケート調査（平成19年5月調査）

(2) 生活習慣病の増加

過食や運動不足によって内臓脂肪が蓄積し、高血圧症や高脂血症、糖尿病などの生活習慣病になる危険因子を併せ持っている状態を「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」と呼んでおり、メタボリックシンドロームの者が、糖尿病を発症するリスクは通常の7～9倍、心筋梗塞や脳卒中を発症するリスクは約3倍にもなるといわれています。

全国的には、40～74歳で男性の約2人に1人、女性の約5人に1人がメタボリックシンドロームを強く疑われる、あるいは予備軍と考えられています。(図表-14)

図表-14 メタボリックシンドロームの状況（20歳以上 全国）



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」（平成16年11月調査）

メタボリックシンドロームの診断基準

内蔵脂肪蓄積

ウエスト周囲径 男性：85cm以上
女性：90cm以上
(内蔵脂肪面積100cm²以上に相当)

以下のうち
2項目以上
に該当

血清脂質異常

トリグリセライド値 150mg/dL以上
HDLコレステロール値 40mg/dL未満
のいずれか、または両方

血圧高値

最高(収縮期) 血圧 130mmHg以上
最低(拡張期) 血圧 85mmHg以上
のいずれか、または両方

糖代謝異常

空腹時血糖値 110mg/dL以上

コラム

メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)

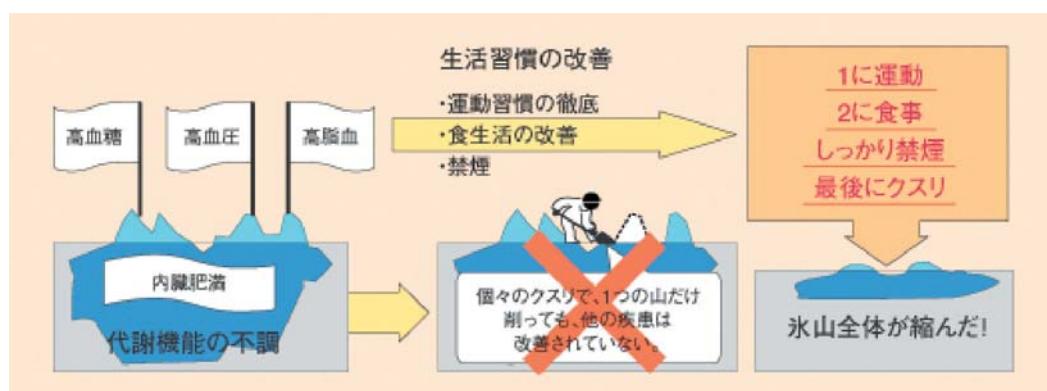
近年、内臓脂肪型肥満が、糖尿病、高血圧、虚血性心疾患、脳卒中等の生活習慣病の発症リスクを高めることが明らかとなっており、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」の概念が世界的に提唱されています。メタボリックシンドロームの概念は、ひとつの氷山のようなものであり、高血糖、高血圧、高脂血等は、ひとつの氷山から水面上に出たいくつかの山のような状態と考えられます。それぞれの疾患は別々に進行するのではなく、水面下には内臓肥満が隠れており、投薬だけでは水面に出た氷山のひとつの山を削るだけ。根本的には、運動習慣の徹底、食生活の改善、禁煙等の生活習慣を改善することによって、氷山全体を縮小することが重要なのです。

世界的にメタボリックシンドロームの概念が提唱されている中で、平成17年4月、日本内科学会をはじめとする関係8学会が日本人向け診断基準をまとめました。診断基準では、ウエスト周囲径（へその高さでのおなか周り）が男性85cm以上、女性90cm以上であり、

血中脂質、血圧、血糖の基準のうち2項目以上に該当する場合、メタボリックシンドロームと診断されます。

平成16年国民健康・栄養調査（平成18年5月、厚生労働省発表）によると、40～74歳男性の2人に1人、女性の5人に1人が、メタボリックシンドロームが強く疑われる人または予備軍と考えられる人でした。また、平成16年10月1日現在の推計人口を用い、それぞれ該当者、予備軍の数を推計したところ、40～74歳における該当者数は約940万人、予備軍者数は約1,020万人、あわせて約1,960万人と推定。

食育推進基本計画においても、メタボリックシンドロームを認知している国民の割合を平成22年までに80%以上にすることを目標として掲げており、国民の健全な生活習慣の形成に向け、メタボリックシンドロームの予防の重要性に対する理解の促進を図ることとしています。



資料：平成18年度「食育白書」（平成18年12月発行）

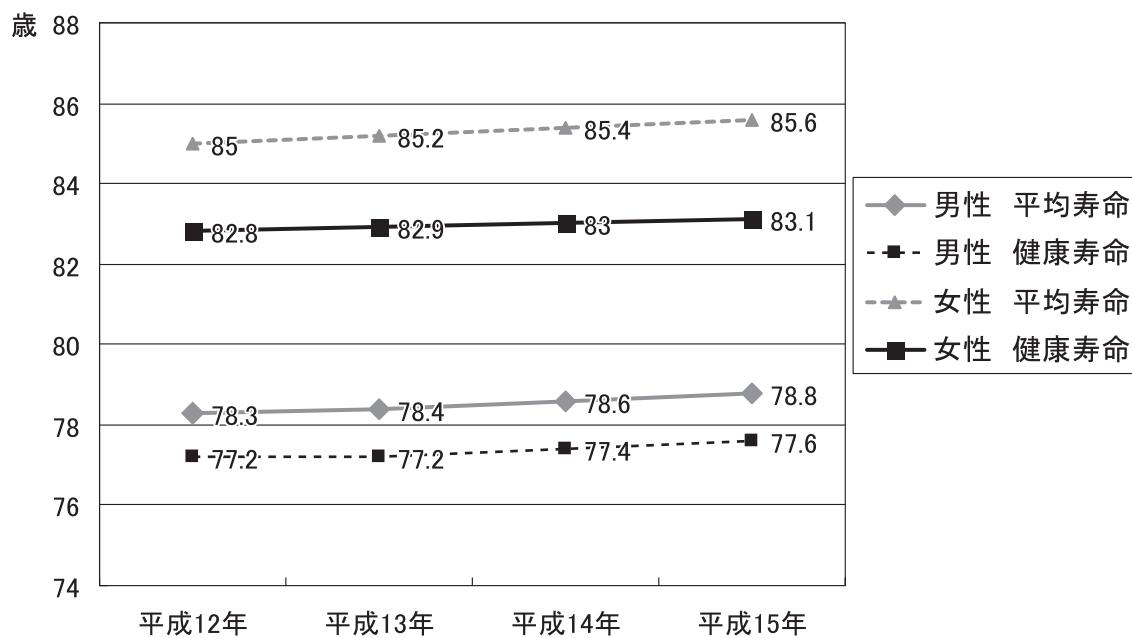
(3) 平均寿命と健康寿命

世界保健機構（WHO）の統計によると、2002年において我が国は、WHO加盟国192か国中、平均寿命、健康寿命ともに世界一の水準を示しています。

また、福井県の平均寿命は、全国平均と比較すると、男女ともに上位を推移しています。

（図表-15、16）

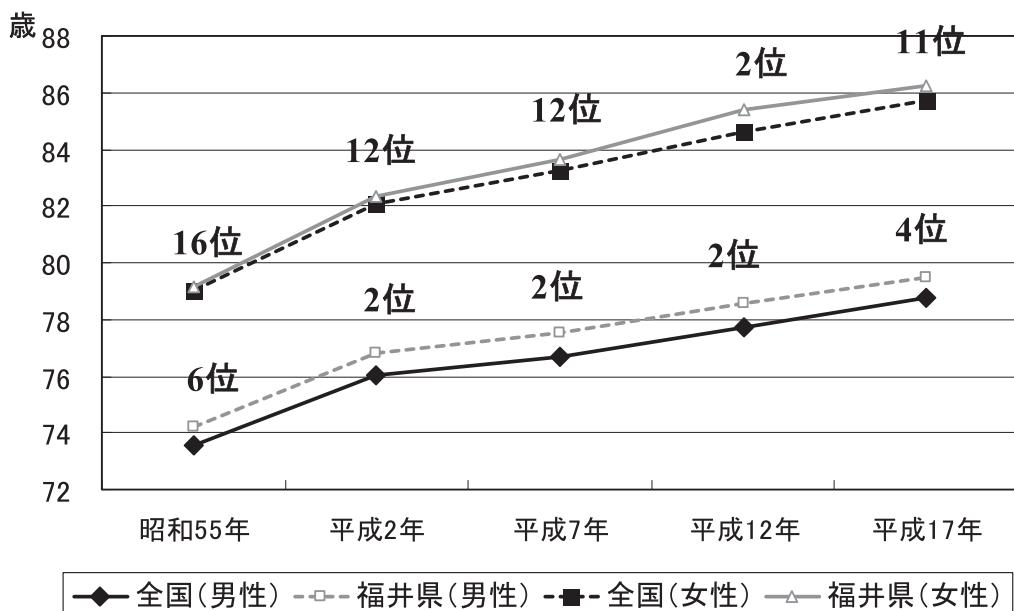
図表-15 平均寿命と健康寿命の推移（福井県）



注：健康寿命…介護保険の要介護認定のデータを活用し、要介護2以上を介助が必要な期間とした上で、平均自立期間を健康寿命とした

資料：福井県の試算（福井県衛生環境研究センター）

図表-16 福井県の平均寿命の変化と順位



注：数字は全国における福井県の順位

資料：厚生労働省都道府県別生命表より

3 食の安全・安心と生産

たび重なる食の安全に関する問題の発生等により、消費者の食の安全に対する関心が高まっています。

また、我が国のカロリーベースの食料自給率^{※1}は、主要先進国の中で最低の水準となっています。

このような状況に関して、市民の多くが不安を感じている状況にあることから、食料自給率の向上に資するような取組を推進していくことが重要です。

また、自然の恩恵のうえに貴重な食料生産が成り立っていること、食という行為は動植物の命を受け継ぐことであること、そして、食生活は生産者をはじめ加工や流通等多くの人々の苦労や努力に支えられていることの実感など、食に関する感謝の念や理解が深まるような取組が求められています。

用語説明 ※1 食料自給率：国民の食料の消費が、国内生産でどの程度まかなわれているかを数字で示したこと。

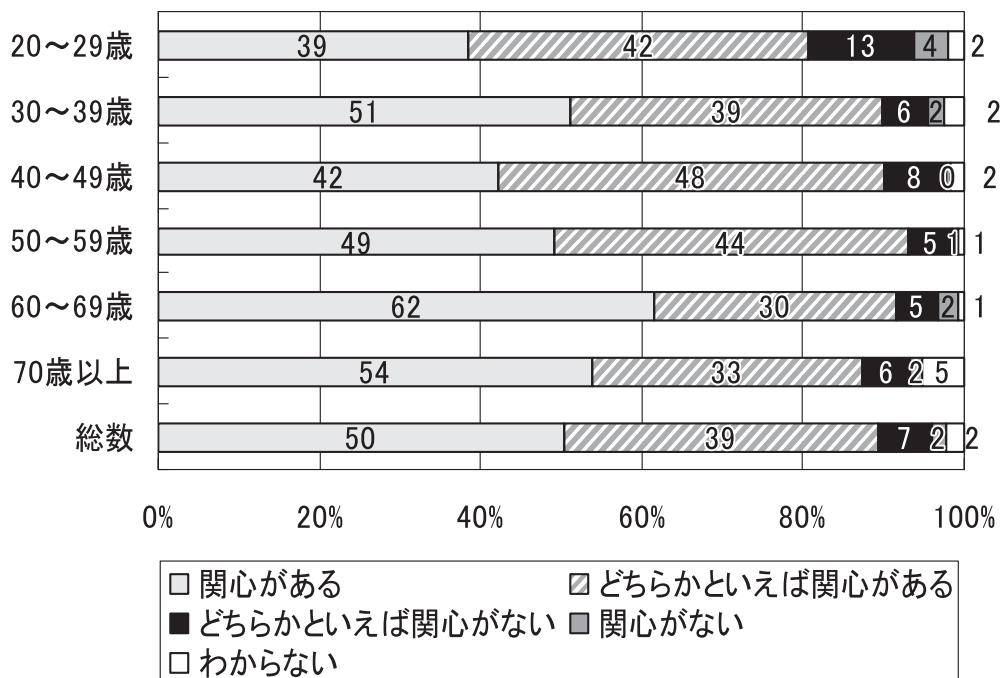
(1) 食の安全・安心

①食の安全

牛海綿状脳症（BSE^{※1}）問題、食品の不正表示問題など、国内外の事案の発生によって、食品の安全性に対する市民の関心が高まっています。（図表-17、18）

食品購入時における消費者の意識・関心は、安全性、価格、おいしさが高い傾向にあります。（図表-19）

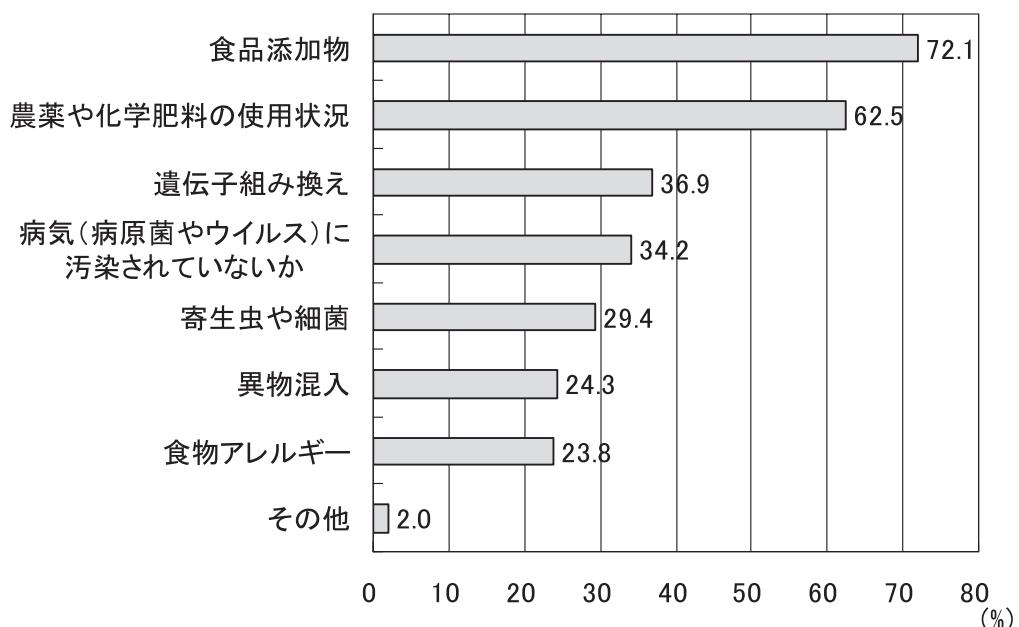
図表-17 食の安全性に関心があるか（福井市）



資料：平成19年度「福井市食育推進計画」策定にかかるアンケート調査（平成19年5月調査）

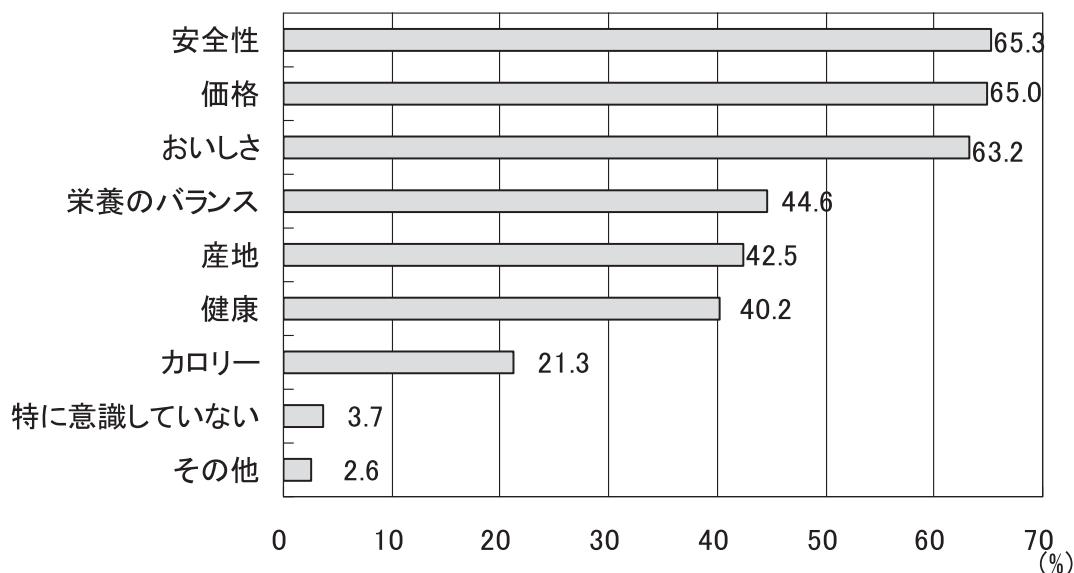
用語説明 ※1 B S E：異常プリオン（細胞たんぱく質の一種が異常化したもの）と呼ばれる病原体が、主に脳に蓄積することによって脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などの中枢神経症状を呈し、死に至る病気のこと。B S Eにかかると、脳の組織が海綿状（スポンジ状）になることから、牛海綿状脳症と名付けられた。

図表-18 食の安全性における消費者の意識・関心（福井市）



資料：平成19年度「福井市食育推進計画」策定にかかるアンケート調査（平成19年5月調査）

図表-19 食品購入時における消費者の意識・関心（福井市）



資料：平成19年度「福井市食育推進計画」策定にかかるアンケート調査（平成19年5月調査）

②食に関する感謝の念と理解

現在、世界中で8億人を越える人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいる一方で、我が国では、食品産業や家庭において食べ残しや食品の廃棄を大量に発生させています。

日常生活において食料が豊富に存在することが当たり前のように受け止められる傾向にあり、世界に通じる「もったいない」という物を大切にする精神が薄れがちとなっています。

全国的には、家庭から発生する食品廃棄物は、全食品廃棄物の58%にのぼり、世帯における食品ロス率^{*1}は、4.0%となっています（図表-20、21）。

また、供給熱量と摂取熱量のデータを比較すると、その差が拡大しています。（図表-22）

図表-20 食品廃棄物の発生及び処理状況（全国）

（単位：万トン）

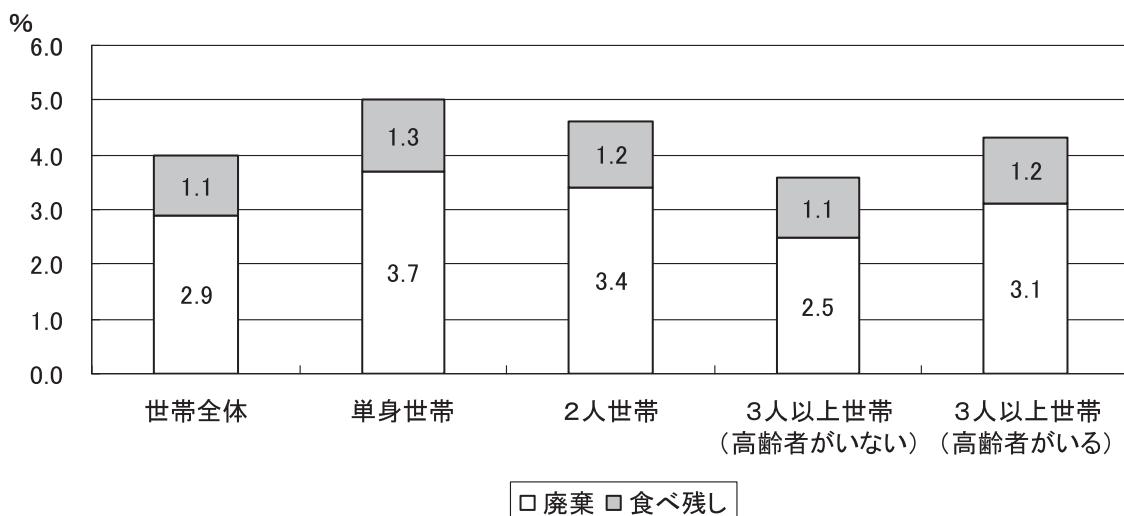
	発生量	処分量				
		焼却・埋立 処分量	再生利用量			
			肥料化	飼料化	その他	計
一般廃棄物	1,633	1,486	—	—	—	147
うち家庭系	1,134	1,108	—	—	—	26
うち事業系	499	378	39	33	49	121
産業廃棄物	339	74	114	101	50	265
合計	1,972	1,560	—	—	—	412

注：「一般廃棄物」、「うち家庭系」の再利用については、内容が不明なため「計」のみ記載

資料：環境省「日本の廃棄物処理」、「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」及び農林水産省「平成16年 食品循環資源の再生利用等の実態調査」より農林水産省・環境省試算

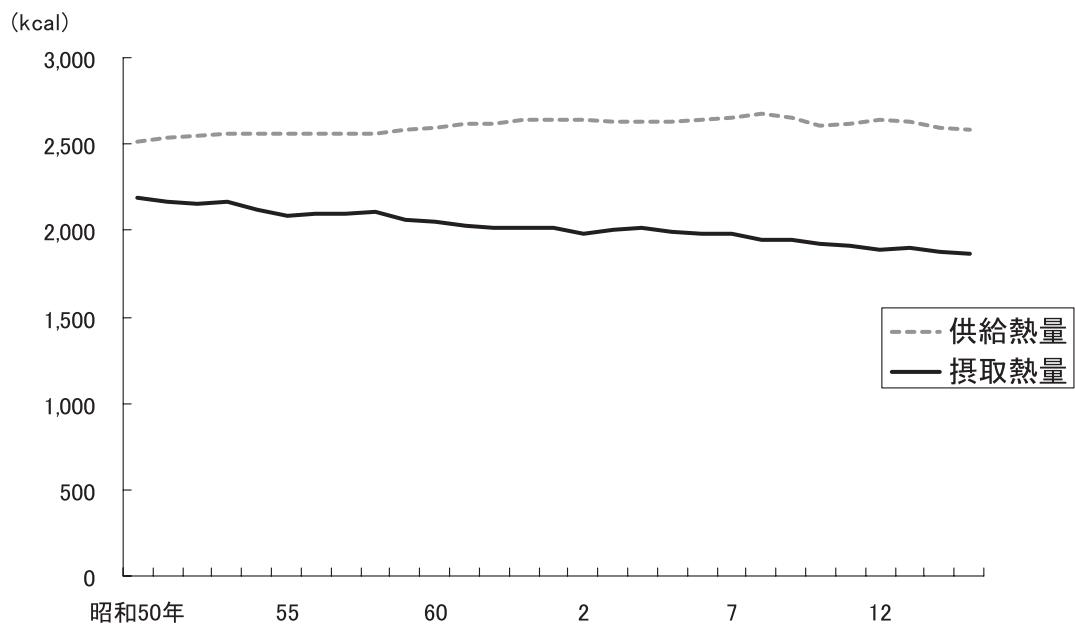
用語説明 ※1 食品ロス率：食品の可食部分（食べられる部分）の食べ残し及び廃棄されたもののこと。

図表-21 世帯における食品ロス率（全国）



資料：農林水産省「食品ロス統計調査」（平成17年度調査）

図表-22 供給熱量と摂取熱量の推移（1人1日当たり 全国）



注：①酒類を含まない

②両熱量は、統計の調査方法及び熱量の算出方法が全く異なり、単純には比較できないため、両熱量の差は食べ残し・廃棄の目安としての位置づけ

資料：供給熱量は農林水産省「食料需給表」。摂取熱量は厚生労働省「国民健康・栄養調査」

(2) 食の生産

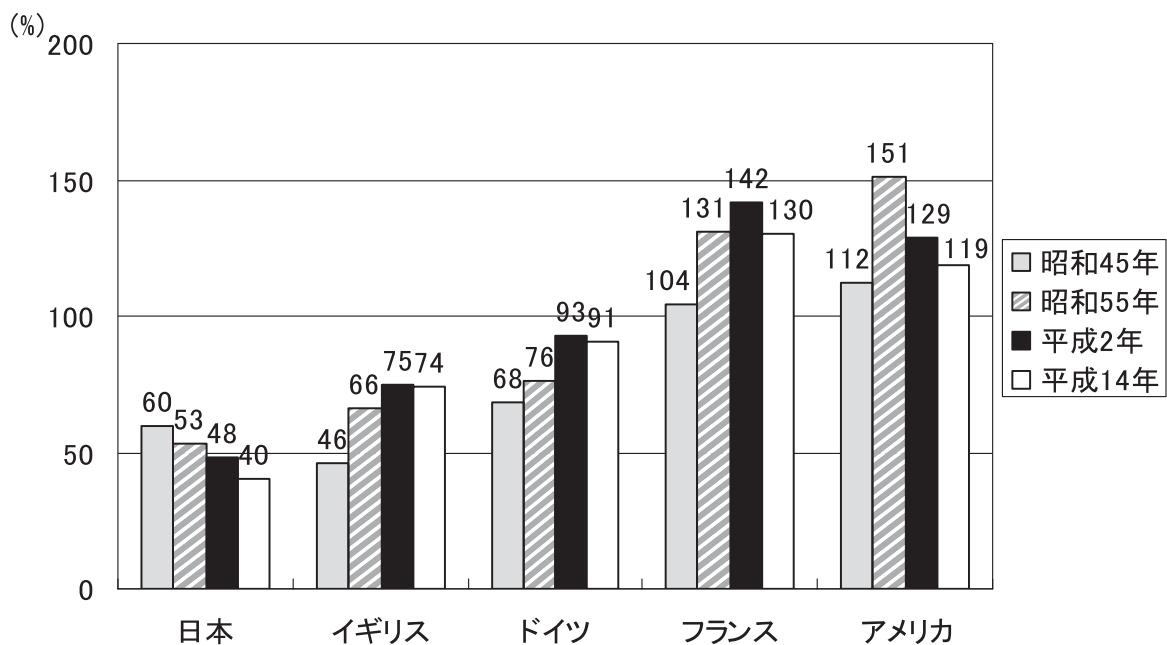
食料は、生命の維持に欠くことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものであり、食料の安定供給を確保することは、社会の安定及び市民の安心と健康の維持を図る上で不可欠です。

しかしながら、我が国の食料自給率は、世界の先進国の中で最低の水準であり、食料を大きく海外に依存しています。 (図表-23、24)

また、このような食料供給の状況に関して、国民の多くが不安を感じている状況にあります。(図表-25)

食料自給率が低下した原因として、食の欧米化等の食生活の大きな変化により、国内で自給可能な米の消費が落ち、その一方で、原料や飼料となる穀物の大部分を輸入に頼っている油脂や畜産物の消費が増えたことが挙げられます。(図表-26)

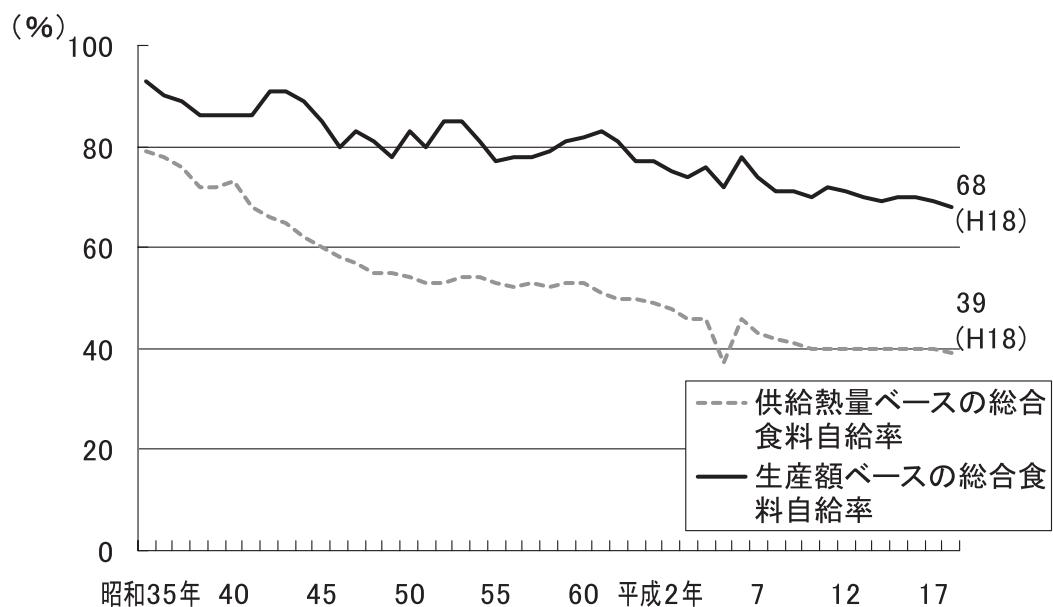
図表-23 先進主要国の食料自給率（カロリーベース）



注：各国で食料自給率（カロリーベース）について公表されたものがないことから、国連食糧農業機関(FAO)のデータを基に農林水産省で試算

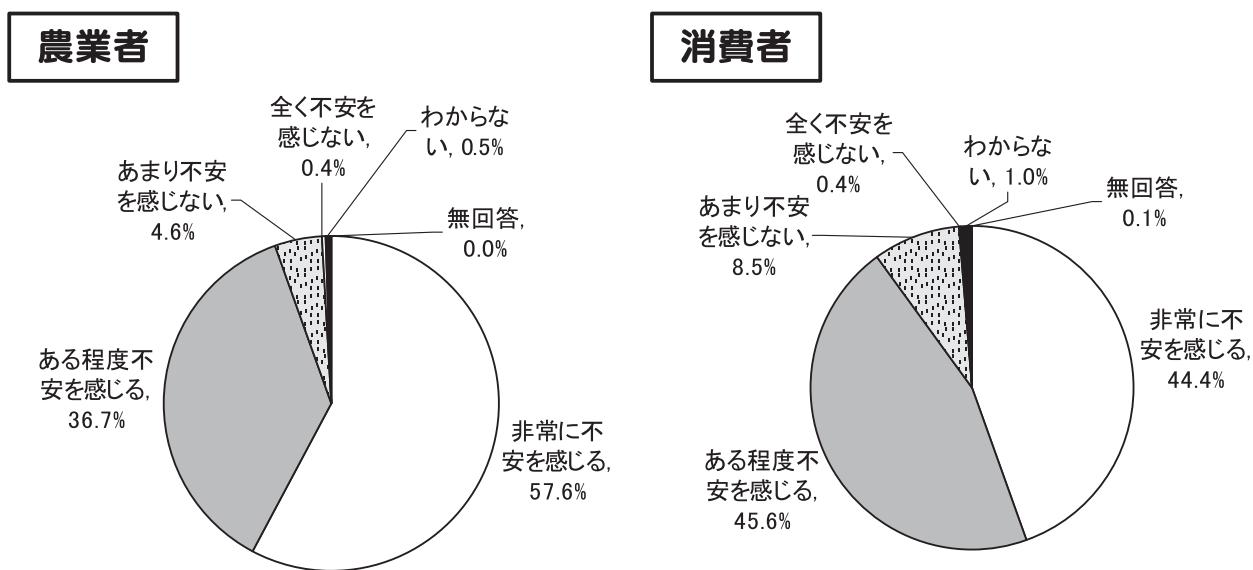
資料：農林水産省「平成16年度食料需給表」（平成16年調査）

図表-24 食料自給率の動向（全国）



資料：農林水産省「平成18年度食料需給表」（平成18年調査）

図表-25 食料供給に関する意識（全国）



資料：農林水産省「食料自給率目標に関する意識・意向調査結果」（平成15年11～12月調査）

図表-26 食生活の変化と食料自給率の変化（全国）



資料：農林水産省「平成16年度食料需給表」を基に農林水産省で試算（平成16年調査）

4 地域の食文化

豊かな自然に恵まれた本市は、長い年月を経て、地域の伝統的な行事や作法と結びついた食文化が形成されてきました。

しかしながら、海外からの様々な食材や料理がもたらされるとともに、食の外部化等が進展する中で、栄養バランスに優れた日本型食生活や地域において継承されてきた特色ある食文化、豊かな味覚が失われつつあります。

このため、伝統ある優れた食文化の継承を図っていく取組を推進していくことが重要です。

（1）食文化の継承

地域の郷土料理や伝統的な食文化を次世代へ継承するため、地域のボランティア等による食文化の継承に関する活動が行われております。

郷土料理等は、その土地の産物を使って独自の料理法で作られ、食べ継がれてきたものであり、これらは子どもに地域の産業や食文化に関心を持たせる上で良い教材となることからも、

郷土料理等を学校給食に取り入れて食文化を伝承し、次代を担う子どもたちにふるさとの味を残し、伝えることは大切なことです。

■ 取組み事例



一の膳

- ・黒豆ごはん
- ・ぜんまいの白和え
- ・ごまころ
- ・水ぶきと焼鯖炊き合わせ
- ・ふきの佃煮
- ・酢の物
- ・呑汁



二の膳

- ・一乗谷手打ちそば
- ・季節の天ぷら
- ・伝承らまき
- ・梅エキスゼリー

一乗地区に伝わる伝承料理（「伝承料理試食会と話し合い」から）



地域の女性部による郷土料理の実習

コラム

食べ合わせについて

昔からよく言われる“食べ合わせ”に「うなぎと梅干し」「天ぷらとすいか」等があります。このような食べ合わせに関する記述は、室町時代の書物にあったようですが、有名な文献では、江戸時代の儒学者であり、医学・薬学者でもある貝原益軒が著書「養生訓」の中に、食べ合わせについての戒めを多数載せています。

食べ合わせについては、科学的根拠がないと言われているようですが、衛生管理、栄養教育が行き届いていなかった昔ならではの食生活の知恵が、食べ合わせの形となったものと考えられます。

人は食事をする時に、ひとつの食品だけを食べるのではなく、いろいろな食品を組み合



貝原 益軒（貝原家所蔵）

わせておいしく摂ろうとします。この際、食品の働きを考えてうまく組み合わせることで、それぞれの食品の持つ良さが、さらにパワーアップします。

せっかく食べるのですから、食材の持つチカラを最大限に生かしてみてはどうでしょうか。

悪い食べ合わせの例

うなぎ×梅干し



- ・うなぎの脂分と梅干しの強い酸味が刺激し合い、消化不良を起こすことがある。
- ・胃腸の弱っている時には注意が必要。

天ぷら×すいか



- ・特に胃腸の弱い人などは、すいかの水分が胃酸を薄め、うまく消化できなくなる。

酒×からし



- ・炎症を悪化させる。
- ・酒とからしなどの辛いもの、共に血行を促すため、かゆみが出る可能性がある。

なすの漬物×冷たいそば



- ・冷え性の人には向かない。
- ・なすの漬け物とそば、共に体を冷やす作用があり、下痢などの可能性がある。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念及び基本目標

食育の推進に当たり、市民と行政が連携・協働し、市民運動として推進するため、基本理念及び基本目標を次のように定めます。

(1) 基本理念

本計画は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるもので、この計画に基づき、食育の推進を市民運動として展開することにより、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すことから、本計画における基本理念を「**生涯を通じて健康に暮らせる社会をつくる**」とします。

(2) 基本目標

本計画において目指すべき食育の目標として、次の3つの基本目標を掲げます。

① 「元気な子どもの育成」

乳・幼児期や学齢期にある子どもたちは、食べることの基本を身に付ける時期にあり、人生の中でも特に重要な時期と考えられます。

このため、子どもの成長段階に合わせた継続的な食育を推進し、食や農林水産業に関する様々な体験や学習を通じて「**元気な子どもの育成**」をすることを食育における基本目標の一つとします。

② 「健康長寿ふくい」

福井県が健康長寿な県である背景には、米を中心としたバランスの良い食事が維持されてきたことなど、福井の食生活が長寿の源であることが指摘されています。

しかし、近年、本市も例外ではなく、欧米型の食生活の普及やライフスタイルの多様化による食生活の変化など、食を取り巻く環境が大きく変化しています。

このため、人生の早い段階から食に関する知識を得て、生活習慣や食習慣の改善を通じて、健康で長生きできる人生を送ることを目的として「**健康長寿ふくい**」を食育における基本目標の一つとします。

③「食育で地域の活性化」

四季折々の旬の味覚を活かした栄養バランスの良い日本型食生活を促進するためには、地産地消の推進や環境と調和のとれた食料の生産等により安全・安心な農林水産物が供給されるとともに、それを活用する郷土料理等の地域の食文化が伝承されていることが重要です。

このため、環境と調和のとれた地元食材の生産拡大や地域の食文化の伝承等を通じて「**食育で地域の活性化**」を図ることを食育における基本目標の一つとします。

2 基本方針

食育の推進に当たっては、基本計画に準拠して、次の基本の方針により推進します。

(1) 市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

我が国では、国内外から様々な種類の食材が供給されるとともに、食の外部化等が進展している中で、食に関する正確な知識や的確な判断力を、市民一人ひとりが身に付ける必要性が従来以上に高まっています。

健全な食生活に必要な知識や判断力については、年齢や健康状態、さらに、生活環境によつても異なる部分があることから、食育の推進に当たっては、より実践的なものとなるよう十分に配慮しつつ、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指して施策を講じるものとします。

(2) 食に関する感謝の念と理解

我が国では、食べ残しや食品の廃棄を大量に発生させており、物を大切にする精神が薄れがちです。

また、生産者と消費者の距離が拡大してきた結果、自然の恩恵や生産者をはじめ多くの人々の苦労を実感しにくくなっています。

こうしたことから、食育の推進に当たっては、心身の健康に直接関わる知識等を身に付けるだけでなく、様々な活動等を通じて、市民の食に関する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じるものとします。

(3) 食育推進運動の展開

食育の推進が十分な成果を挙げるためには、市民一人ひとりが健全な食生活の実践に取り組むことが必要ですが、もとより個人の食生活は、その自由な判断と選択に委ねられるべきものであり、市民が自らの意思で食育に取り組むことが重要です。

また、食育推進運動の展開に当たっては、行政のみならず関係者が食をめぐる問題意識を共有しつつ、家庭、保育所・学校等や地域など社会の様々な分野において、男女共同参画の視点も踏まえ、積極的に食育を推進することが重要です。

このような観点から、市民や民間団体等の自発的意思を尊重するとともに、多様な主体の参加と連携・協力に立脚した市民運動として推進することを目指した施策を講じるものとします。

(4) 子どもの成長に合わせた食育の推進

成長期にある子どもの時期に適切な食育が行われることにより、日々の食生活に必要な知識や判断力を習得することはもとより、食を大切にし、これを楽しむ心や広い社会的視野を育っていく上で大きな効果が期待できます。

このため、食育の推進に当たっては、保護者や教育等に携わる関係者の意識向上を図り、家庭や教育等の場が果たすべき重要な役割についての自覚を促すとともに、相互の連携の下、子どもが楽しく食について学ぶことができるよう、子どもの成長に合わせた取組が積極的に推進されるよう施策を講じるものとします。

(5) 食に関する体験学習と食育推進活動の実践

家庭、保育所・学校等や地域など社会の様々な分野において、多様な関係者により、市民が食の多面的な姿を学ぶ機会が提供され、多くの市民が、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動に参加するとともに、意欲的に食育の推進のための活動を実践できるよう施策を講じるものとします。

(6) 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び 地域の活性化と食料自給率の向上への貢献

伝統ある優れた食文化の継承・発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費等が図られるよう十分に配慮しつつ施策を講じるものとします。

また、我が国の食料自給率が低下傾向にあることから、食料需給の状況に対する市民の十分な理解を促すとともに、都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との交流等を進め、消費者と生産者の信頼関係を構築すること等によって地域の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じるものとします。

(7) 食品の安全性の確保及び食に関する情報の提供等による 市民の適切な食生活の実践

食品の安全性やこれを確保するための諸制度など、食に関する幅広い情報を提供するとともに、多様な関係者間の意見交換が積極的に行われるよう施策を講じるものとします。

3 ライフステージに応じた食育の推進

食育として取り組むべき内容は、心身の発達段階に応じて変化していくことから、市民が生涯にわたって健康で生き生きとした暮らしを実現するためには、それぞれのライフステージの特徴に応じて、食育を推進することが重要です。

(1) 乳・幼児期（0～5歳）

乳・幼児期は、一生の中で最も心身の発達、成長が著しく、十分な睡眠の確保やバランスの取れた食生活など、健康的な生活習慣を身につける時期です。

この時期は、楽しく食べる子どもが育つよう、家庭を中心として、保育所・幼稚園等でも「食べる力」を育むことが大切です。

(2) 少年期（6～15歳）

少年期は、体力・運動能力が急速に高まる時期ですが、成長にはかなりの個人差があることから、標準値にとらわれることなく、その成長過程を見ることが大切です。

また、思春期は、大人になるための通過点として重要な時期ですが、身体の成長に心の成長が追いつかず、不安定になりやすい時期もあります。

この時期は、学校、家庭、地域などが連携し、食生活の大切さを学び、望ましい食習慣を身に付けることが重要です。

(3) 青年期（16～24歳）

青年期は、身体の発達がほぼ完了し、多くの生活習慣が定着する時期であり、また、食生活の自己管理が要求される時期もあります。

この時期に結婚、妊娠を迎える人もありますが、妊婦の栄養摂取や健康状態がそのまま胎児に影響を及ぼすため、妊娠期の食生活や体調管理が大切であり、妊婦自身の自覚はもちろん、家族や周囲の人の協力も必要となります。

この時期の生活が、次の壮年期、中年期及び高年期における健康状態に大きく影響を及ぼすことを自覚し、自ら健康管理できるようにすることが重要です。

(4) 壮年期（25～44歳）

壮年期は、心身ともに充実し、働き盛りと言われますが、忙しい生活に対応するため、身体的・精神的に無理を強いられる人も多く、疾病などは顕在化しづらい時期もあります。

この時期の生活が、次の中・高年期における健康状態に大きく影響を及ぼすことを自覚し、健康的な生活習慣を維持するとともに、自らの健康状態を把握し、生活習慣や食習慣の改善を図ることが大切です。

また、親となり家庭を持った人は、家族の健康管理に気を配ることも必要になってきます。

(5) 中年期（45～64歳）

中年期は、加齢に伴い身体機能が徐々に低下し、長年の生活習慣の積み重ねによる様々な疾患が徐々に顕在化してくる時期です。

この時期は、生活習慣病などを早期発見し、治療に結びつけることが必要です。また、健康への関心が高まることから、食材やスローフード^{※1}など幅広い知識を得るとともに、培った経験を活かし、その知恵を次世代に伝えるなど、指導的な役割が期待されます。

(6) 高年期（65歳以上）

高年期は、退職や子どもの自立など生活環境が変化し、精神的に不安定になる時期であり、75歳以上では体力の低下が著しく、様々な病気にかかりやすくなる時期です。

この時期は、生きがいをもって暮らし、家族や友人と食事を共にするなど、身体的・精神的な活動を続けることが重要です。また、郷土料理の発掘、伝承や食事のマナーを指導するなど、指導者としての役割が期待されます。

用語説明 ※1 スローフード：スローフード（Slow Food）とは、ファストフード（Fast Food）と対立する概念であり、その土地の伝統的な食文化や食材を見直す運動、または、その食品自体を指す言葉のこと。

ライフステージに応じた主な食育のポイント

ライフステージ	乳・幼児期 (0~5歳)	少年期 (6~15歳)	青年期 (16~24歳)	壮年期 (25~44歳)	中年期 (45~64歳)	高年期 (65歳以上)	
ライフステージの特徴	食の基礎をつくる時期	体験などを通じて食生活の大切さを学ぶ時期	幅広い情報を取り入れ、食について自己管理でできるようになる時期	食を楽しみ、病気を予防するとともに、次世代へ食生活の大切さを育てる時期	食を楽しみ、健康への関心が高まるとともに、次世代への伝承活動を行う時期	食事を楽しみながら、次世代へ伝承活動を行う時期	
主な食育のポイント	食を楽しみ、味覚を育てる	<ul style="list-style-type: none"> 安心と安らぎの中で母乳やミルクを飲む心地良さを感じさせる 食べたいもの、好きなものを増やすなど味覚を育てる 					
	食べものと心や体の関係を知る	<ul style="list-style-type: none"> 食事のリズムを身に付ける 離乳食を通して、飲み込む力、かむ機能を育てる 家族や仲間と一緒に食べる楽しさを育てる 楽しい食事を通じて、望ましい人間関係を構築できるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 規則正しい食習慣を育てる 家族や仲間と一緒に食べる楽しさを育てる 周りの人とコミュニケーションをとりながら食べる楽しさを感じる心を育てる 	<ul style="list-style-type: none"> 食と健康の関係を理解し、生活習慣病を予防する知識を身に付ける 家族や友人とともに食事を楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病を予防し、体調にあった食生活を実践する 家族や友人とともに食事を楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病を予防し、体調にあった食生活を実践する 孤食傾向になりやすいので、家族や友人などと一緒に楽しく食事をし、郷土料理などを次世代の人々に伝える 	
	食に関する情報を見分け、理解し、食品を選択する力を育てる		<ul style="list-style-type: none"> 栄養バランスや適量の知識を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養バランスを理解し、食生活による体調管理を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養バランスや安全な食べもの、食品衛生などについて理解する 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養バランスや安全な食べもの、食品衛生などについて理解する 	
	日本型食生活の良さを知る	<ul style="list-style-type: none"> 箸の使い方などを覚える 		<ul style="list-style-type: none"> 日本型食生活に親しむ 	<ul style="list-style-type: none"> 日本型食生活を実践する 	<ul style="list-style-type: none"> 日本型食生活を実践する スローフードや郷土料理を楽しみ、次世代の人々に伝える 	<ul style="list-style-type: none"> 日本型食生活を実践し、次世代の人々に伝える
	基本的な調理方法を身に付ける		<ul style="list-style-type: none"> 食品の選択や調理の基礎を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 食品の選択や調理技術を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農産物や魚介類など自然の恵みを知り、料理などに活用する 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農産物や魚介類など自然の恵みを知り、料理などに活用する 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農産物や魚介類など自然の恵みを知り、料理などに活用し、次世代の人々に伝える
	食べものが作られる過程などを理解し、食べものの大切さと感謝する心を育てる	<ul style="list-style-type: none"> 自然や食べものに触れ合い、食べものが作られる過程などを理解し、食を大切にする心を育てる 	<ul style="list-style-type: none"> 自然や地域社会と食べものの関わりに関心を持ち、食を大切にする心を育てる 	<ul style="list-style-type: none"> 食品の産地、栄養、添加物などの表示について理解する 	<ul style="list-style-type: none"> 食品の産地、栄養、添加物などの表示について理解する 家族で農林水産業と触れ合い、地域の農業や食文化への理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> 食品の産地、栄養、添加物などの表示について理解する 家庭菜園に取り組むなど食料の生産・流通から食卓までの過程を理解し、次世代の人々に伝える 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業に対する理解を深め、次世代の人々に伝える
	食と環境について知る		<ul style="list-style-type: none"> 食品の生産、加工、流通の仕組み、食べものと環境について理解する 	<ul style="list-style-type: none"> 食べ残しを減らし、生ゴミの再利用などを食と環境について理解する 	<ul style="list-style-type: none"> 食べ残しを減らし、生ゴミの再利用などを実践する 	<ul style="list-style-type: none"> 食べ残しを減らし、生ゴミの再利用などを実践する 	<ul style="list-style-type: none"> 食べ残しを減らし、生ゴミの再利用などを実践する

4 家庭、保育所・学校等、地域、行政の役割

食育を市民運動として推進するためには、家庭、保育所・学校等、地域、行政が、それぞれの役割と責務を担い、本計画が目指す基本理念や目標を理解し、共通理解の下、相互に連携・協働しながら食育を進めることが重要です。

(1) 家庭の役割

毎日の食事は、健康を維持、増進するための重要な要素であり、特に、成長過程にある子どもにとって、家庭での食生活は心身ともに健やかに育つために大きな意義があります。

そのため、市民一人ひとりが、家庭は食育において重要な役割を有していることを認識し、食に関する知識を深め、家庭、保育所・学校等、地域社会のあらゆる分野において、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めることが求められています。

(2) 保育所・学校等の役割

教育関係者は、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

①保育所の役割

乳幼児にとって、1日の生活時間の大半を過ごす保育所での食事の意味は大きく、将来にわたって健康で生き生きとした生活を送る基本として、食習慣の基礎を培う食育を実践していくことが大切です。

そのため、それぞれの保育所では、保育計画に連動した食育の計画を策定するとともに、家庭や地域との連携を図り、保護者の協力の下、共に食育を推進することが重要です。

保育所は、地域における子育て支援の役割も担っていることから、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談に応じ、助言を行うよう努めることも必要です。

②学校等の役割

学校等における食育は、健康教育の一環として、給食の時間だけでなく、教科、総合的な学習の時間等、学校の教育全体を通じて行なうことが求められています。

そのため、幼稚園においては幼児教育活動、小中学校においては教科及び総合的な学習の時間などを通じて、家庭や地域との連携を図り、保護者の協力の下、発達段階に応じた食育の推進に努めることが重要です。

毎日の給食指導においては、地域の特色を活かした給食の実施を促進し、これを生きた教材として十分に活用することが大切です。

(3) 地域の役割

市民が主体的に食育に取り組むためには、身近な地域において食を楽しむ機会や食に関する様々な体験ができる場に気軽に参加できることが大切です。また、地域で育まれた食材や食文化は、地域において確実に次の世代へ引き継いでいくことが重要です。

このため、地域では、関係者が互いに連携して、優れた地域資源と結びついた食に関する様々な体験ができる場を提供するとともに、地域住民間のふれあいと交流を図りながら郷土への誇りと愛着を醸成し、食文化の継承と発展に努めることが大切です。

地域社会における食育では、家庭や学校における取組のほか農林水産業者、食品関連事業者、ボランティア、NPO^{*1}などの取組が求められています。

用語説明 ^{*}1 NPO(Non-Profit Organization)：「民間の非営利団体」のことと、ボランティア団体や市民活動団体のほとんどがNPOということになる。「NPO」と「NPO法人」の違いは、数多くの「NPO」の中で、NPO法に基づく県知事などからの設立の認証を受けたものが「NPO法人」で、法人設立の手続きや運営をNPO法に基づいて行なかどうかに主な違いがある。

①農林水産業者の役割

農林水産業者は、農林水産業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、市民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとします。

②食品関連事業者の役割

食品関連事業者は、食品の安全性をはじめ食に関する幅広い情報の提供及び安全な食品を提供するなど、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、行政が実施する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

③関係機関・団体・企業等の役割

関係機関・団体・企業等は、それぞれの組織の目的や役割に応じて、組織内や地域・教育機関等における食育に自主的に取り組むとともに、行政が実施する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

(4) 行政の役割

市は、国及び県と連携を図りつつ、地域の特性を生かした自主的な施策を策定、実施する責務を有しております、この計画に基づいて総合的かつ計画的に食育を推進します。また、食に関する知識の普及や安全な農林水産物の供給等を推進するとともに、食育に関わる多様な関係者・機関等の連携を図り、食育を市民運動として推進します。

5 推進目標（数値目標）

この計画の3つの基本目標である「元気な子どもの育成」「健康長寿ふくい」「食育で地域の活性化」の達成状況を客観的に把握することができるよう食育の推進に当たっての定量的な目標値を設定します。

ただし、食育は、基本法の目的や基本理念・基本方針に則って行われるべきものであり、容易に目標値の達成のみを追い求めるこのないよう留意する必要があります。

（1）元気な子どもの育成

「元気な子どもの育成」を達成するため、次の3つの数値目標を設定します。

①朝食を毎日食べる子どもの割合の増加

市民の食生活における代表的な問題の一つに朝食の欠食があり、若い世代を中心に年々その割合が増加傾向にあり、栄養バランスの取れた朝食を、家族そろって毎日食べる習慣を身に付けることが必要です。

特に、子どもたちは、食べることの基本を身に付ける時期にあることから、生活リズムの向上を図るため「朝食を毎日食べる子どもの割合」の増加を数値目標とします。（図表-27）

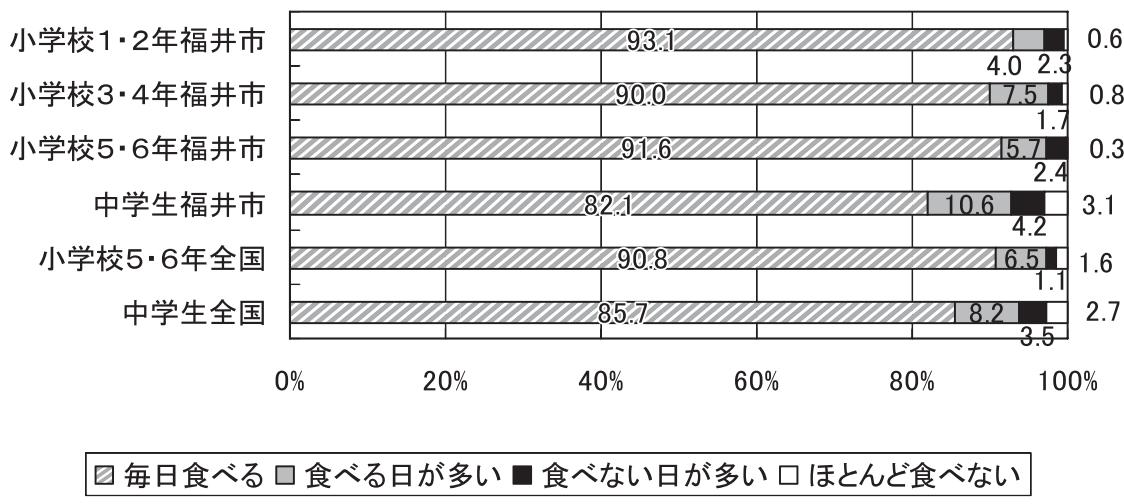
朝食を毎日食べる子どもの割合

小学校5・6年生 男子91.6%、女子94.5% → 男女ともに100%

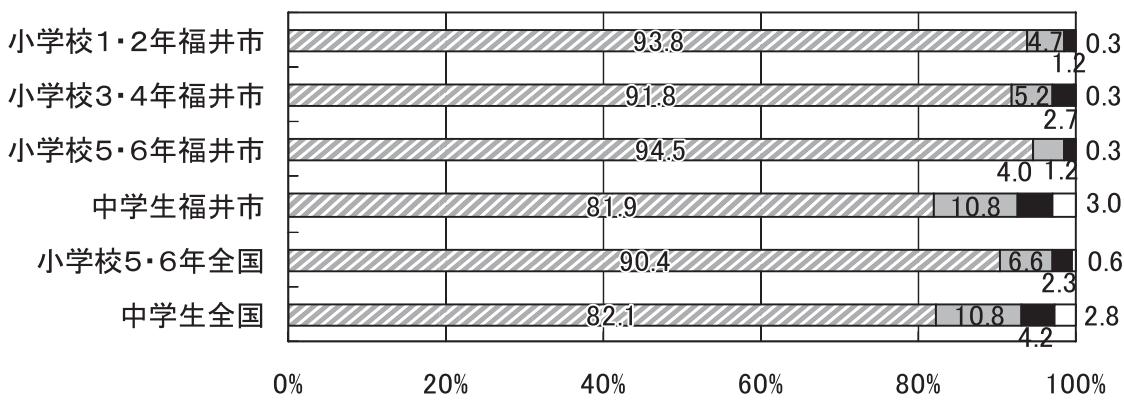
中 学 生 男子82.1%、女子81.9% → 男女ともに100%

図表-27 小・中学生における朝食の摂取状況

・男子



・女子



資料：福井市 児童・生徒ライフスタイル調査（平成18年10月調査）

②学校給食における市内産農産物の使用品目数の増加

学校給食に地場産物を使用し、食に関する生きた教材として活用することは、子どもたちが食材を通じて地域の自然や文化、産業などに関する理解を深めることにつながります。

さらに、生産等に携わる者の努力や食への感謝の念を育む上で重要であるほか、地産地消を推進する上でも有効な手段であることから、「学校給食における市内産農産物の使用品目数」の増加を数値目標とします。(図表-28)

学校給食における市内産農産物の使用品目数

10品目 → 15品目

図表-28 学校給食における市内産農産物の使用状況

平成17年度	もやし、大根、ほうれん草、小松菜、大根菜、トマト、米	7品目
平成18年度	もやし、大根、ほうれん草、小松菜、トマト、米、さつまいも、かぶ、ひらたけ、えのきだけ	10品目

資料：保健給食課 (平成19年3月調査)

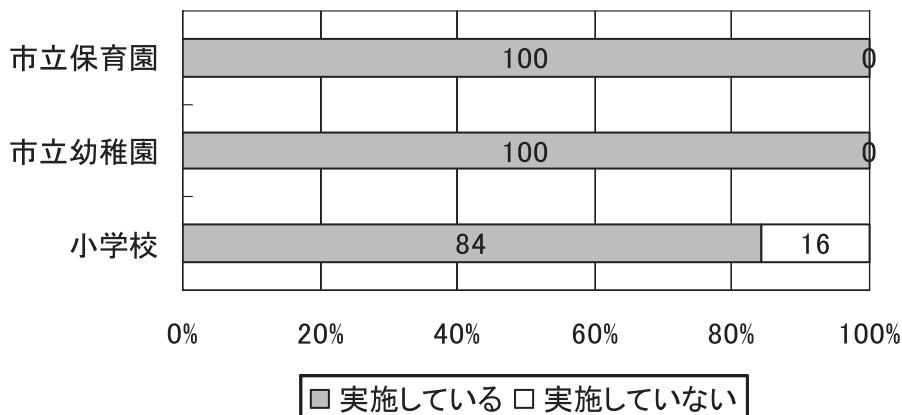
③農林水産業の体験学習を実施している小学校の割合の増加

食や農林水産業に関する様々な体験を通じて、食に関する知識を得、感謝の念が醸成されていくことから「農林水産業の体験学習を実施している小学校の割合」の増加を数値目標とします。(図表-29)

農林水産業の体験学習を実施している小学校の割合

84% → 100%

図表-29 農業体験学習の実施状況



	実施している	実施していない
市立保育園	37 園	0 園
市立幼稚園	21 園	0 園
小学校	43 校	8 校

資料：保健給食課・保育児童課（平成18年12月調査）

(2) 健康長寿ふくい

「健康長寿ふくい」を達成するため、次の6つの数値目標を設定します。

①食育に関心を持っている市民の割合の増加

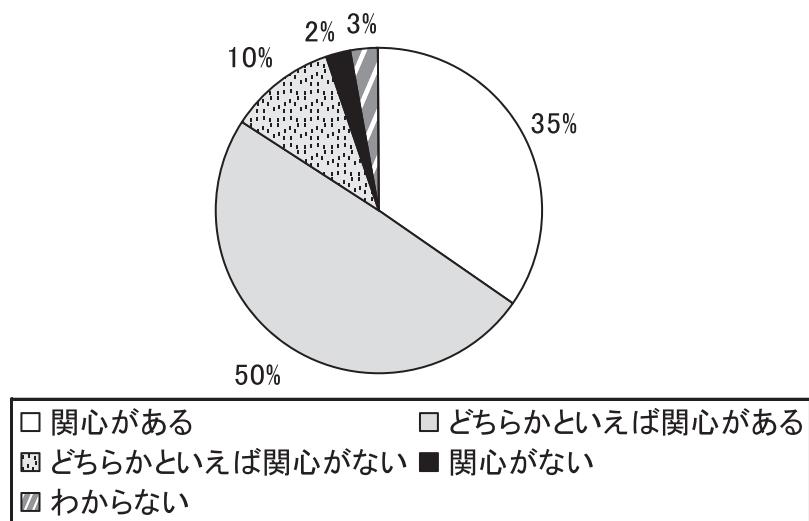
食育を市民運動として推進し、その成果を上げるために、より多くの市民に食育への関心を持つてもらうことが欠かせないことから「食育に関心を持っている市民の割合」の増加を数値目標とします。(図表-30、31)

食育に関心を持っている市民の割合

85% → 95%

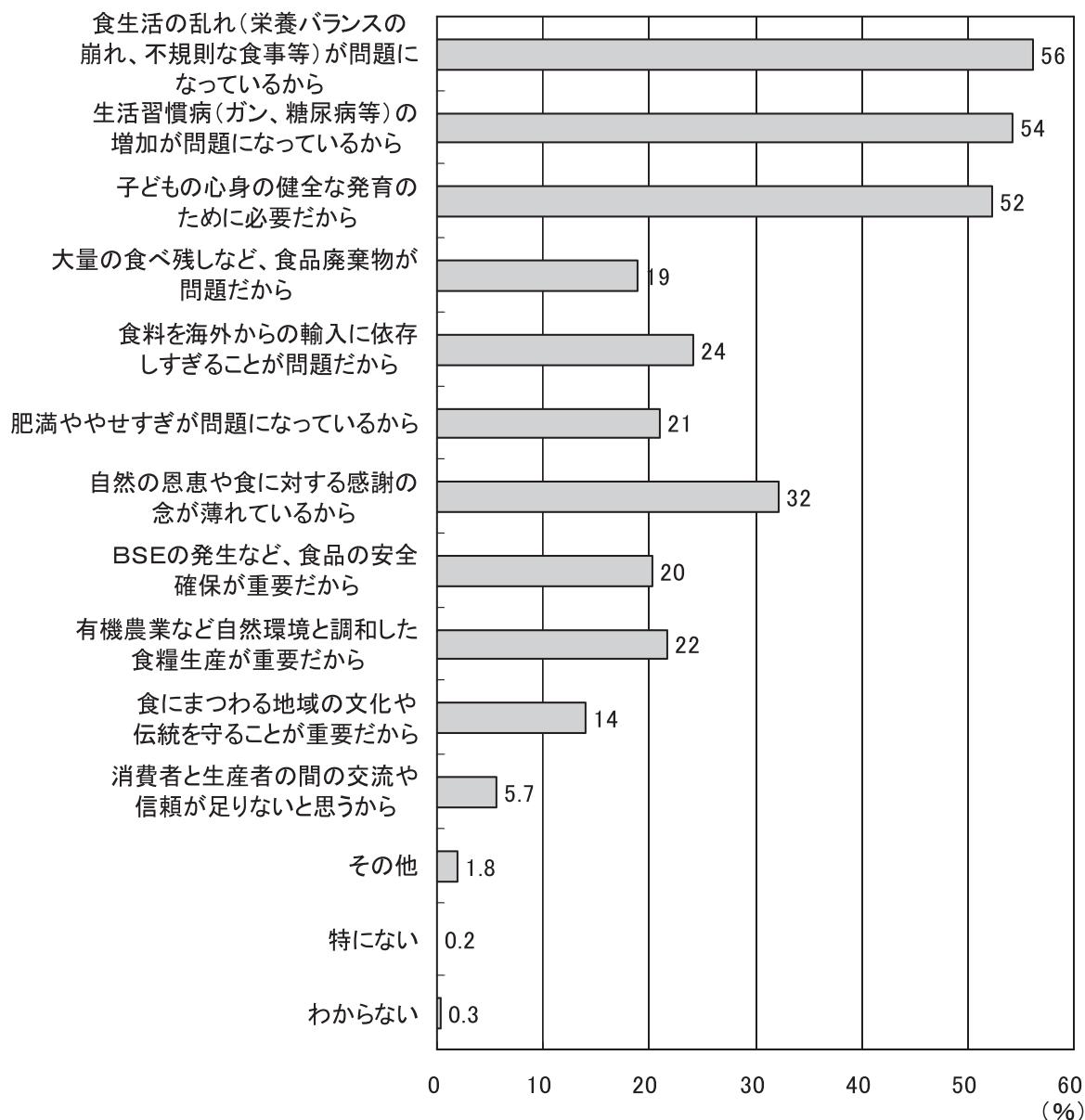
* 食育に関心を持っている市民の割合は、「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた数値としています。

図表-30 食育に関心を持っている市民の割合



資料：平成19年度「福井市食育推進計画」策定にかかるアンケート調査（平成19年5月調査）

図表-31 食育に関する理由



資料：平成19年度「福井市食育推進計画」策定にかかるアンケート調査（平成19年5月調査）

②家族で食事（朝食）をとる市民の割合の増加

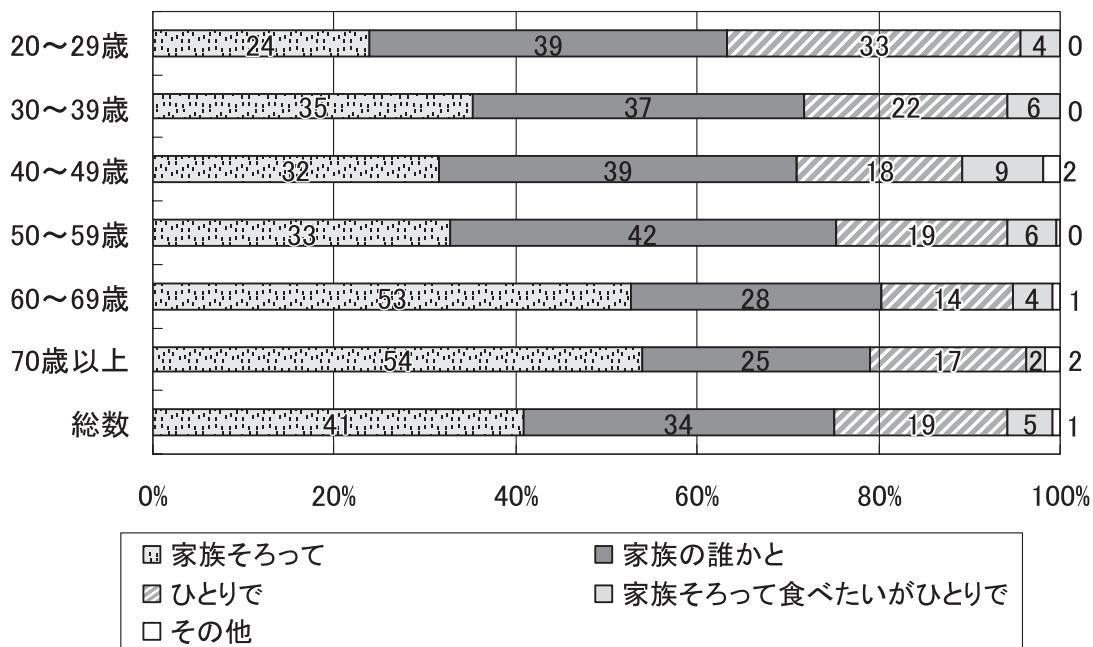
近年、孤食や個食が問題となっています。食事による人と人とのコミュニケーションを通じ、良好な人間関係の構築を図っていくことが重要であることから「家族で食事（朝食）をとる市民の割合」の増加を数値目標とします。（図表-4、再掲）

家族で食事（朝食）をとる市民の割合

75% → 85%

* 家族で食事（朝食）をとる市民の割合は、「家族そろって」と「家族の誰かと」を合わせた数値としています。

図表-4（再掲）家族そろって食事（朝食）をとっているか（福井市）



資料：平成19年度「福井市食育推進計画」策定にかかるアンケート調査（平成19年5月調査）

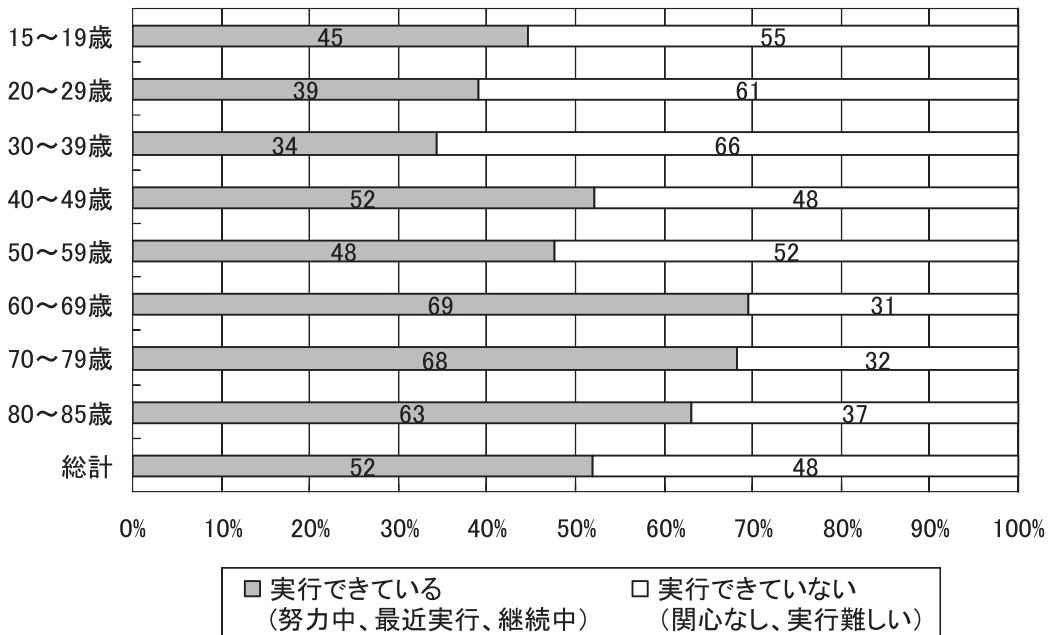
③栄養バランス等を考えて食生活を送っている市民の割合の増加

健全な食生活を実践するためには、何をどれだけ食べたら良いかをわかりやすく示した「食事バランスガイド^{※1}」等を参考に、栄養バランスを考えた食事をとることが必要であることから、「栄養バランス等を考えて食生活を送っている市民の割合」の増加を数値目標とします。(図表-32)

栄養バランス等を考えて食生活を送っている市民の割合

52% → 60%

図表-32 栄養バランスに気をつけて食事をしているか



資料：健康ふくい21（平成17年3月調査）

用語説明 ※1 食事バランスガイド：食生活指針を具体的な行動に結びつけるものとして、食事の望ましい組み合わせやおおよその量をわかりやすくイラストで示したもの。

参照…厚生労働省HP (www.j-balanceguide.com/)

④適正体重者の割合の増加

生活習慣病の温床となる肥満の増加や過度の痩身志向が高まっていることから、適正体重を維持し、健康で長生きできる人生を送るため「適正体重者の割合」の増加を数値目標とします。
(図表-33)

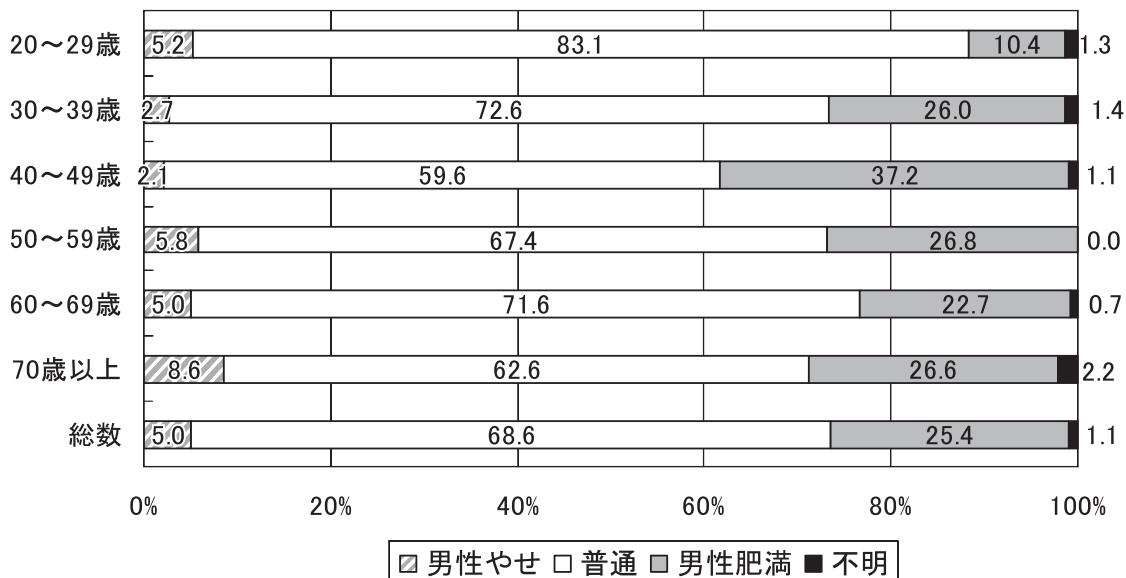
適正体重者の割合

男性	68.6%	→	75%
女性	72.5%	→	80%

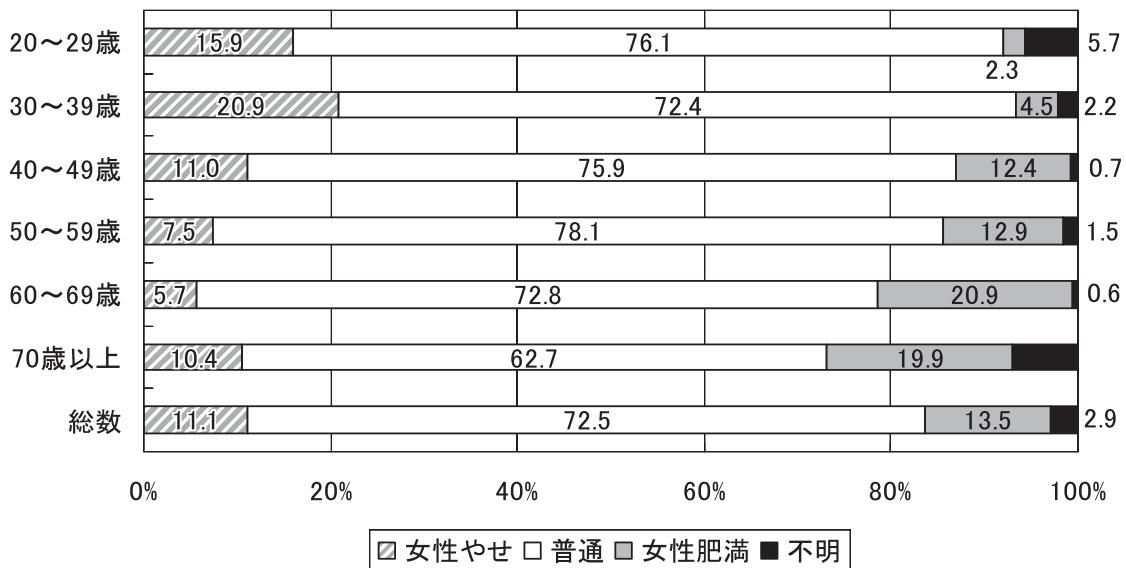
* 適正体重者…やせ(低体重)：BMI<18.5 正常：18.5≤BMI<25 肥満：BMI≥25
BMIは「体重kg／(身長m)²」により算定

図表-33 適正体重者の割合

(男性)



(女性)



注：肥満度の判定はBMI(Body Mass Index)を用いて判定

資料：平成19年度「福井市食育推進計画」策定にかかるアンケート調査（平成19年5月調査）

⑤メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を認知している

市民の割合の増加

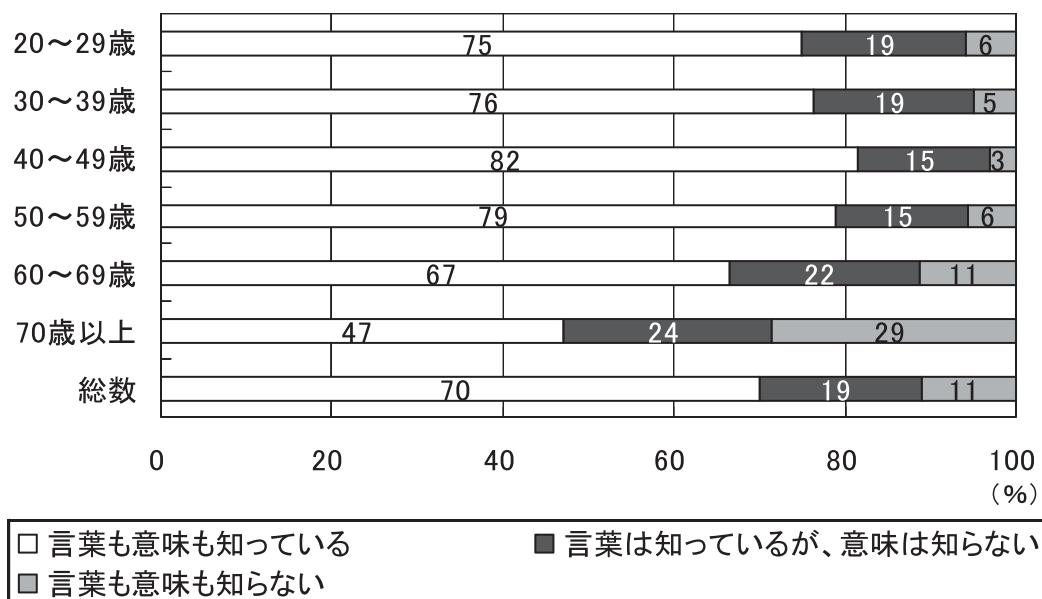
生活習慣病の予防の観点から、メタボリックシンドロームの予防の重要性に対する理解の促進を図るため、このような状態を表す「メタボリックシンドローム（内臓脂肪型症候群）を認知している市民の割合」の増加を数値目標とします。（図表-34）

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を認知している市民の割合

70% → 80%

* メタボリックシンドロームについては、P.16、P.17参照

図表-34 メタボリックシンドロームを認知している市民の割合



資料：平成19年度「福井市食育推進計画」策定にかかるアンケート調査（平成19年5月調査）

⑥食品の安全性に関心を持っている市民の割合の増加

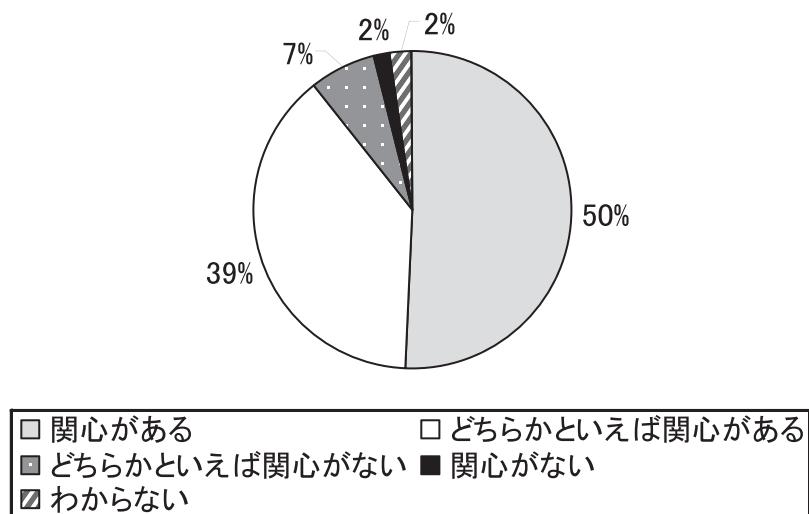
健全な食生活の実践のためには、食品の安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身に付けることが必要であることから、「食品の安全性に関心を持っている市民の割合」の増加を数値目標とします。(図表-35)

食品の安全性に関心を持っている市民の割合

89% → 100%

* 食品の安全性に関心を持っている市民の割合は、「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた数値としています。

図表-35 食品の安全性に関心を持っている市民の割合



資料：平成19年度「福井市食育推進計画」策定にかかるアンケート調査（平成19年5月調査）

(3) 食育で地域の活性化

「食育で地域の活性化」を達成するため、次の2つの数値目標を設定します。

①直売所及びインショップの設置箇所数の増加

市民の健康で豊かな食生活を食品の供給面から支える上で、地産地消を促進し、農林水産業の振興を図ることにより、地域の活性化に結び付けていくことが重要であることから「直売所及びインショップ^{※1}の設置箇所数」の増加を数値目標とします。

直売所及びインショップの設置箇所数

20カ所 → 25カ所

(現在、設置箇所の内訳)	直売所	大規模	3カ所
	小規模	16カ所	
	インショップ	1カ所	

資料：ゆったりと過ごす高志地区グリーンツーリズムガイドブック

福井県福井農林総合事務所（平成19年4月調査）

用語説明 ※1 インショップ：ショップ・イン・ショップの略で、食品スーパー等の小売店内に設置された常設コーナーで、生産者が価格・品目・規格を決定した青果物を販売する形態のこと。

②食育の推進に関するボランティアの数の増加

地域の食文化の伝承と食生活の改善のための活動、その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たすべき役割が重要であることから「食育の推進に関するボランティアの数」の増加を数値目標とします。

食育の推進に関するボランティアの数

個	人	88名	→	100名
企業・グループ	44団体		→	50団体

* 食育の推進に関するボランティアの数は「ふくい食育ボランティア名簿（福井県・福井型食生活推進県民会議）」に登録された数値としています。

資料：ふくい食育ボランティア^{※1}名簿 平成19年3月版

用語説明 ※1 ふくい食育ボランティア：福井県内の学校や地域において、農業体験や料理体験など、子どもや地域住民が「食」に関する講習や体験・実習の活動を行う際、その受入れや指導、講師・アドバイザーとして参加・対応するなど、県民の食育活動に協力・支援していただける方のこと。

【数値目標のまとめ】

(1) 元気な子どもの育成

- 朝食を毎日食べる子どもの割合

小学校 5・6 年生男子	91.6% ⇒ 100%
〃 女子	94.5% ⇒ 100%
中学校 男子	82.1% ⇒ 100%
〃 女子	81.9% ⇒ 100%
- 学校給食における市内産農産物の使用品目数 10 品目 ⇒ 15 品目
- 農林水産業の体験学習を実施している小学校の割合 84% ⇒ 100%

(2) 健康長寿ふくい

- 食育に関心を持っている市民の割合 85% ⇒ 95%
- 家族で食事(朝食)をとる市民の割合 75% ⇒ 85%
- 栄養バランス等を考えて食生活を送っている市民の割合 52% ⇒ 60%
- 適正体重者の割合

男性	68.6% ⇒ 75%
女性	72.5% ⇒ 80%
- メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を認知している市民の割合 70% ⇒ 80%
- 食品の安全性に関心を持っている市民の割合 89% ⇒ 100%

(3) 食育で地域の活性化

- 直売所及びインショップの設置箇所数 20 カ所 ⇒ 25 カ所
- 食育の推進に関わるボランティアの数

個人	88 名 ⇒ 100 名
企業・グループ	44 団体 ⇒ 50 団体

第2編 各 論

第1章 具体的な行動計画

1 重点的視点

3つの基本目標ごとに、次の視点を重点的に食育を推進します。

(1) 元気な子どもの育成

- ・子どもの生活リズムの向上
- ・朝食を通じたコミュニケーションの向上

(2) 健康長寿ふくい

- ・食生活の改善と伝統的な食文化の継承
- ・生活習慣病の予防と市民の健康増進

(3) 食育で地域の活性化

- ・都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との交流の促進
- ・地産地消の促進
- ・環境と調和のとれた農林水産業の活性化

2 各分野で取り組む事項

(1) 家庭での取組

家庭では、食を通じて、おいしさや栄養のバランス、健康の管理、正しい食習慣や食事のマナーなどを身に付けられるようにします。

また、料理や買い物を通じて、調理法やいろいろな食品の栄養について理解したり、地域の食材や郷土食、食べ残しをしないなどの理解を深められるようにします。

具体的には、次のような取組が挙げられます。

- ◆家族そろって、早寝、早起き、朝ごはんなどの基本的な生活習慣を身に付ける。
- ◆食事を家族や友人と一緒に楽しく食べる。
- ◆食と健康について家族で一緒に考える。
- ◆季節感や地域の食材を活かした食事に心がける。
- ◆離乳食や幼児食を作つて食べさせ、食の基礎をつくる。
- ◆箸の使い方など食事のマナーを身につける。
- ◆魚のさばき方などの調理方法を身につける。
- ◆買い物や食事を作る手伝いなど、食事に関する役割を与える。
- ◆地域や高齢者などから郷土料理等の伝統的な食文化に対する知識を得つつ、日々の食事を通じてその継承に努める。
- ◆食べ残しを減らし、生ごみの再利用などを実践する。
- ◆農林水産業の体験学習など、保育所・学校等や地域の食育に関する行事に家族そろって積極的に参加する。

(2) 保育所・学校等での取組

保育所・学校等での給食は、重要な食育の教材です。関係者が連携して、食べものと健康との関わりについて正しい情報を伝え、地域の食材や伝統料理を取り入れるなどの取組により、地域の食文化を子どもたちに伝えることが重要です。

具体的には、次のような取組が挙げられます。

- ◆給食やおやつを楽しく食べるための環境をつくる。
- ◆「食に関する指導の全体計画」を作成し、発達段階に応じた食育を計画的に実践する。
- ◆栄養教諭及び学校栄養職員等が中心となり、全教職員が協力し、食育の仕組みを理解するとともに、食生活に関する学習教材を活用しながら食育を進める。
- ◆地域の食材を利用した給食を提供する。
- ◆給食を通して栄養、食の安全、食文化、食事のマナーなどの理解を深める。
- ◆給食における食べ残しを減らし、生ごみなどの再利用に努める。
- ◆農作業や生産現場の体験、また直接生産者の話を聞くことなどにより農林水産業に対する理解を深め、感謝の心などを育む。
- ◆食品の製造・加工、流通、販売に関する施設などの見学学習を実施する。
- ◆保護者に健康や栄養など食育に関する様々な情報を提供する。

(3) 地域での取組

地域では、関係者が連携・協力し、生産から加工・流通、消費の仕組みなどについて学習するほか、地産地消を生かした食育の推進に取り組みます。

生産者や食品関連事業者においては、食料の生産履歴や食の安全について積極的に情報を開示するとともに、様々な体験ができる機会を積極的に提供することにより、自然の恵みと生産するための苦労、生命を育む産業としての重要性などについて、市民の理解が深まるような取組をすることが大切です。

具体的には、次のような取組が挙げられます。

①農林水産業者

- ◆教育機関や流通事業者等との十分な連携を図り、学校給食の食材として、新鮮で安全・安心な地域の食材を積極的に提供する。
- ◆学校給食や農林水産業の体験学習を通じて、積極的に食育に協力する。
- ◆保育所・学校等の行事などに積極的に参加、協力する。

②食品関連事業者

- ◆食品の製造・加工、流通、販売に関わる施設などの見学学習に積極的に協力する。
- ◆適正な食品表示を行うとともに、健康に配慮した食事メニューの提供や地場産物の積極的な利用により地産地消を推進する。
- ◆行政が実施する食育の推進に関する施策やその他の食育の推進に関する活動に協力する。

③関係機関、団体、企業等

- ◆子どもや保護者に対し、地域の伝統行事や伝統食を伝承する機会を提供するとともに、食育ボランティア等の協力を得て、伝統的な食文化の継承に努める。
- ◆職場の食堂等において、健康に配慮した栄養バランスの良い食事の提供や地場産物の積極的な利用により地産地消を推進する。
- ◆行政が実施する食育の推進に関する施策やその他の食育の推進に関する活動に協力する。

3 市が取り組む推進施策

市民に、食育に関する幅広い知識を総合的に身に付けて頂くため、関連する機関・部署が連携を密にして様々な事業に取り組み、食育を推進します。

具体的には、次のような取組が挙げられます。

(1) 家庭における食育の推進

目標

子どもや保護者などの食に対する关心及び理解の増進による健全な食習慣の確立

現状と課題

ライフスタイルの変化や食の外部化など食をめぐる環境変化の中、栄養バランスの乱れや孤食、欠食など、様々な食をめぐる課題が指摘されています。

このため、市民一人ひとりが家庭や地域において、自分や子どもの食生活を大切にし、男女共同参画の観点を踏まえつつ、健全な食生活を実践できるよう適切な取組を行うことが必要です。

取り組むべき施策

①生活リズムの向上

食を通じたコミュニケーションは、食の楽しさを実感させ、人々に精神的な豊かさをもたらすことから、家族等と楽しく食卓を囲む機会を増やすよう啓発活動を推進します。

また、子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるため、食育に関する普及啓発活動を行うとともに、地域ぐるみで取り組む子育て教室などの活動を推進します。

②子どもの肥満予防の推進

子どもの栄養や運動に関する実態を把握するとともに、栄養と運動の両面から子どもの肥満予防対策を推進します。

③望ましい食習慣や知識の習得

家族が食を楽しみながら望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めるなど、家庭と学校が一体となって、望ましい食習慣づくりを推進します。

また、親子料理教室など食事を楽しみながら学ぶ活動、特に魚のさばき方や食べ方などの体験活動を推進します。

④妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦に対する栄養指導を充実するとともに、乳児期に焦点を当てた授乳・離乳・幼児食の支援ガイドを作成・配布するなど、乳幼児の発達段階に応じた栄養指導の充実を図ります。

⑤家庭、地域と学校との連携した取組

栄養教諭及び学校栄養職員を中心として、学校、家庭、P T A、関係団体などが連携・協力し、食育推進のために必要な調査研究や情報発信などを行います。

また、保護者や教職員等を対象とした食育の普及啓発を行います。

項目	市の取組	実施担当課
家庭における食育の推進	<p>生活リズムの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦・新生児訪問指導において、授乳や離乳の正しい知識の啓発を図る。 ・1歳6ヶ月児及び3歳児健診時に実施している生活習慣に関するアンケートをもとに、食生活習慣の相談、指導を行う。 ・食育に関するパンフレットを作成し、望ましい食習慣の啓発を図る。 ・離乳食教室や地域の子育て教室において、食育の重要性や適切な栄養に関する知識の啓発を図る。 ・家族がそろって規則正しい生活習慣づくりに取り組み、共に過ごす時間を増やすため、「家族そろって早ね早起き朝ごはん」運動の啓発を行う。 	保健センター 青少年課

	子どもの肥満予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳6ヶ月児及び3歳児の食習慣を調査分析し、幼児の食習慣の実態を明らかにする。 ・幼児健診による肥満傾向児（その保護者）に対し、栄養士等が個別相談、指導を実施する。 	保健センター
	望ましい食習慣や知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> ・給食だよりの配布、給食試食会の実施をとおして、望ましい栄養や食事のとり方について啓発する。 	保健給食課
家庭における食育の推進	妊産婦や乳幼児に関する栄養指導	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦・新生児訪問指導において、授乳や正しい食習慣及び栄養の指導を行う。 ・パパママ教室において、妊娠各期における栄養指導及び食育に関する普及啓発を行う。 ・離乳食教室において、味覚の形成や楽しく食事をすることの大切さを啓発する。 ・幼児健診や育児相談会において、おやつの内容、与え方などの正しい知識の普及と個別相談を行う。 ・子育てパンフレット等を活用し、食育に関する知識啓発を行う。 <p>・「家庭教育支援総合推進事業」（国の委託事業）により家庭教育力の向上を図るため、保護者を対象に乳幼児期、学童期、思春期のそれぞれの段階に応じた、課題別子育て講座を実施する。食育を題材とした「妊娠・出産期子育て講座」及び「乳幼児期子育て講座」を通して、食育の必要性・大切さを理解してもらう。</p>	保健センター 生涯学習課
	家庭、地域と学校との連携した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校から家庭・地域へ食に関する情報を提供するとともに、子どもの食生活や生活習慣の状況等について実態調査を行い、問題点を検討する。 	保健給食課

(2) 保育所・学校等における食育の推進

目標

保育所・学校等における食育推進活動による子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成

現状と課題

子どもの食生活をめぐる問題が指摘される中で、保育所・学校等には、子どもの望ましい食習慣づくりを支援する役割を担うことが求められています。

また、子どもへの食育が、家庭へ良き波及効果をもたらすことも期待できます。

このため、子どもたちへの指導に当たっては、保育所・学校等において十分な食育がなされるよう、指導体制の充実を図りながら、適切な取組を行うことが必要です。

取り組むべき施策

①保育所での食育推進

食に関する様々な体験や指導を通じ、乳・幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着に努めることにより、豊かな人間性の育成などを図ります。また、保育計画に連動した食育を推進します。

さらに、子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供などを行うとともに地域と連携した食育の推進に努めます。

②指導体制の充実

食育における栄養教諭及び学校栄養職員の役割の重要性についての普及啓発や校長、教職員などへの意識啓発を推進するとともに、給食の時間、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などにおける食に関する指導の充実を促進し、学校における食育を組織的、計画的に推進します。

③子どもへの指導内容の充実

学校関係者は、家庭や地域と連携しつつ、積極的に食育の推進に努め、学校としての食に関する指導に係る全体計画の策定を推進します。併せて、食に関する指導を行うために必要な時間が十分確保されるよう、学校における取組を促進します。

また、生産者団体等と連携し、子どもの農林水産業体験や食品廃棄物の再生利用などに関する各種体験活動等を推進するとともに、体験活動に関する指導者に対する研修を実施します。

④学校給食の充実

子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食における献立内容や給食環境の充実を図るとともに、各教科においても学校給食が生きた教材として活用される取組を推進します。

また、学校給食における地場産食材の活用や米飯給食の一層の普及・拡大を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝える取組を促進します。

⑤食育を通じた健康状態の改善等の推進

栄養教諭及び学校栄養職員と養護教諭が連携し、子どもの食生活が健康や学習等に対する意欲に及ぼす影響等を調査研究するとともに、効果的な指導を推進します。

また、子どもへの指導において、肥満や過度の痩身が心身の健康に及ぼす影響など、健康状態の改善に必要な知識を普及し、その実践を図ります。

項目	市の取組	実施担当課
保育所、学校等における食育の推進	<p>保育所で の食育推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育計画に基づき「食育」を保育の一環としてとらえ実践していく。 (6カ月未満児～2歳未満児) お腹がすき、乳を吸い、離乳食や食事を喜んで食べ、心地よい生活を味わえるようにする。 (2歳児) いろいろな種類の食べ物や料理を味わう。大人を仲立ちとして友だちと共に食事を進め、一緒に食べる楽しさを味わえるようにする。 (3歳以上児) 出来るだけ多くの種類の食べ物や料理を味わう。自分の体に必要な食品の種類や働きに気づき、栄養バランスを考慮した食事をとることができるように、健康、安全など、食生活に必要な基本的な習慣や態度を身につけるようにする。 ・地域子育て支援センター等においても、乳幼児の食に関する相談に応じ、食育の必要性や食に関する知識の助言などをしていく。 	保育児童課

保育所、学校等における食育の推進	指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各学校で「食に関する指導の全体計画」を作成し、教職員が連携して子どもの発達段階に応じた指導や給食の献立を生かした指導を推進する。 	保健給食課
	子どもへの指導内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> 家庭と連携しながら、小学校低学年で正しい箸や食器の持ち方の指導を行う。 家庭科で魚のさばき方と食べ方の指導を行う。 農林水産業の体験学習として飼育・栽培活動を行う。 	
	学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> 食器の入れ替えなど給食環境の充実を図り、食べる楽しさを育む。 地場産食材を用いた学校給食に生産者を招くなどの交流を図り、食生活は生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられていることを理解し、感謝の心を育む。 学校給食週間（11月）、ふるさとの日（2/7）で、郷土料理等を提供し、食文化や食に関する歴史を理解し、尊重する心を育む。 献立内容の充実や衛生管理の徹底を図るとともに、学校給食従事者を対象とした研修会を実施する。 	学校教育課
食育を通じた健康状態の改善等の推進	学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「基本的生活習慣の確立」「食育」等をテーマとした学校保健委員会や家庭教育学級等を開催する。 	保健給食課
	食育を通じた健康状態の改善等の推進		保健給食課

(3) 地域における食育の推進

目標

地域における食生活の改善と生活習慣病の予防

現状と課題

日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防する上で、運動を習慣づけるとともに、食生活の改善が大切です。

このため、家庭、保育所・学校等と連携しつつ、地域における食生活の改善が図られるよう、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある適切な取組を行うことが必要です。

取り組むべき施策

①栄養バランスが優れた日本型食生活の実践

食生活に関する情報提供を通じ、米を中心に多様な副食から構成される、栄養バランスに優れた日本型食生活の実践を促進します。

②「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進

食生活の改善などを図るため「食生活指針^{*1}」の普及啓発と、この指針を具体的な行動に結びつけるための「食事バランスガイド」が活用されるよう関係機関や関係団体はもとより、小売業や外食産業などを通じて市民への浸透を図ります。

③専門的知識を有する人材の活用

地域において食育の推進が着実に図られるように、管理栄養士等の活動を支援するとともに、資質向上を図ります。

用語説明 ^{*1} 食生活指針：国民の健康の保持・増進、食料の安定供給等の観点から、平成12年度に当時の文部省、厚生省、農林水産省が協力して、「食事を楽しみましょう」「主食、主菜、副菜を基本に、食事バランスを」などの10項目からなる指針を策定したもの。

④健康づくり等における食育推進

医療機関等関係機関の協力を得て、食育や食生活を支える口腔機能の維持・管理等についての普及啓発を推進します。

また、健康教室・健康相談において、一人ひとりの健康状態に応じた栄養や運動の指導内容の充実を図ります。

⑤食品関連事業者等による食育推進

食品関連事業者等による様々な体験活動の機会の提供、より一層健康に配慮した商品やメニューの提供、食に関する分かりやすい情報や知識の提供などについての積極的な取組を支援するため必要な情報提供等を行います。

項目	市の取組	実施担当課
地域における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保健センターが実施する「健康料理教室」の中で、米や野菜を中心とした日本型食生活についての情報提供を行う。 	保健センター
	<ul style="list-style-type: none"> 保育所や幼稚園における「親子おにぎり教室」の実施を支援する。 小学校における「子どもの健康おこめ料理教室」の実施を支援する。 	農政企画課
	<ul style="list-style-type: none"> 「健康料理教室」や「生活習慣病予防教室」などにおいて、食事バランスガイドを活用した食生活指導を実施する。 食事バランスガイド等を基本とする食生活改善の知識について、保健衛生推進員に研修を行い、地域住民への浸透を図る。 	保健センター
「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 食生活を改善するため、食事バランスガイドなどの情報を提供し、普及啓発を図る。 	農政企画課
専門的知識を有する人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> 学校において、「ふくい食育ボランティア」等を活用した食育を推進する。 食育に関連した健康教室を栄養士や歯科衛生士などの協力を得て開催する。 食生活改善の知識を有する保健衛生推進員 	保健給食課 保健センター

地域における食育の推進		を育成し、地区栄養教室や健康料理教室等に活用する。	
	健康づくり等における食育推進	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔ケアについての正しい知識の普及を図るため、歯科相談会を実施する。 ・歯周疾患の予防と早期治療のため、歯周疾患検診を実施する。 ・生活習慣病予防・改善や介護予防のための食生活に関する講演会や健康料理教室を実施する。 ・「健康情報紙」の中で、食育に関する情報を発信する。 ・健康づくりに自主的に取組む「健康自主グループ」を育成していき、食生活に対する助言、指導を実施する。 	保健センター
	食品関連事業者等による食育推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者等による食育の推進を支援するため、情報を提供する。 ・家庭料理の楽しさや重要性を積極的に啓発するため、魚のさばき方や簡単で美味しい料理法等の講習会を毎月2回（1・2月を除く）開催する。 ・中央卸売市場のホームページにおいて、産地での安全・安心への取り組み、食材の栄養価や講習会の料理レシピの紹介などの情報発信を行う。 	農政企画課 中央卸売市場

(4) 食の生産と消費に関連した食育の推進

ア 生産者と消費者との交流の促進

目標

生産者と消費者との交流の促進等による信頼関係の構築を通じた食品の安全性の確保と食料資源の有効な利用の促進及び市民の食に対する理解と関心の増進

現状と課題

食に対する感謝の念を深めていく上で、食を生み出す場としての農林水産業に関する理解が重要であることから、生産者と消費者との顔が見える関係の構築等によって交流を促進することが必要です。

また、農林水産物の生産、食品の製造、加工及び流通などの現場は、地域で食育を進めて行く上で貴重な場であり、人々のふれあいや地域の活性化を図るためにもその積極的な活用が望まれます。

このため、生産者と消費者との交流が図れるよう、適切な取組を行う必要があります。

取り組むべき施策

①都市と農山漁村の共生・対流の促進

グリーン・ツーリズム^{*1}を通じた都市住民と農林水産業者の交流を促進するため、都市住民への農山漁村の情報提供と農山漁村での受入体制の整備などを推進します。

また、都市部での体験農園や農山漁村での滞在型市民農園の整備などを推進します。

②農林水産業体験活動の促進と消費者への情報提供

農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大し、食に関する关心と理解を深めるため、情報提供の強化、受入体制の整備などを進め、農林水産業体験活動を促進します。

また、食料の生産から消費に対する消費者の关心と理解を深めるため、情報提供等を行います。

③農林水産業者等による食育推進

農林水産業者等による、保育所・学校等の教育関係者と連携した多様な体験活動を支援します。

用語説明 ^{*}1 グリーン・ツーリズム：都市住民が農山村において、農作業体験や自然を舞台としたスポーツなどを通じて、人・自然・文化との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

項目	市の取組	実施担当課	
生産者と消費者との交流の促進	都市と農山漁村の共生・対流の促進	・空き家を活用し、体験交流等の場とするための農家民宿の整備や中山間地域住民を対象にした滞在型農業体験の研修会等により、地域のリーダーを育成し、受け入れ体制づくりを支援する。	農政企画課
	農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供	・親子あぜ道テーリング（8月下旬、親子30組）で、親子での乳搾りや稲の手刈り、芋掘り体験を通して、農業についての理解と関心を深める。 ・棚田オーナー制度※1（5月～12月にかけて、田植から収穫まで体験）等による体験活動を支援する。 ・そば作り体験活動（8月～12月にかけて、種まきからそば打ちの体験）を支援する。	農政企画課
	農林漁業者等による食育推進	・受け入れ体制の整備や情報を提供することにより、農林漁業者等が行う農林水産業の体験活動など、食育の推進を支援する。	農政企画課

用語説明 ※1 棚田オーナー制度：地域の非農家や都市住民に棚田のオーナーになってもらい、割り当てた一定区画の水田に対し会費を徴収し、その水田から取れた収穫物をオーナーに手渡すことによって、棚田での農業を守っていく仕組み

イ 環境と調和のとれた農林水産業の活性化並びに生産基盤の整備と経営基盤の強化

目標

環境と調和のとれた農林水産業の活性化並びに生産基盤の整備と経営基盤の強化

現状と課題

近年、環境と調和した持続的な農業の取組が重要となっています。このため、環境と調和のとれた農林水産業の活性化が図られるよう適切な取組を行うとともに、生産基盤の整備と併せて、経営基盤を強化する必要があります。

取り組むべき施策

①バイオマス利用と食品リサイクルの推進

バイオマス^{*1}の利用は、循環型社会の形成につながることから、地域で発生・排出されるバイオマス資源の利活用を促進します。

食品リサイクル^{*2}に関する食品関連事業者や消費者の理解を深めるため、食品リサイクルの必要性を普及啓発するとともに、家庭における食生活の実態等の調査などを実施します。

②生産基盤の整備と経営基盤の強化

安全で安心できる農林水産物を安定的に供給するため、生産基盤の整備を促進するとともに、安定的な農林水産業の振興を図るため、農林水産業者の経営基盤の強化を推進します。

用語説明 **※1 バイオマス**：生物資源（Bio）の量（Mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」のことであり、生ごみや家畜排泄物などの「廃棄系バイオマス」、稲わらや間伐材などの「未利用バイオマス」、とうもろこしなどの「資源作物」などに分類される。

※2 食品リサイクル：食品廃棄物の発生を抑制するとともに、食品循環資源の有効利用を促進することで、環境への負担を軽減しながら持続的な発展ができる循環型社会を構築すること。

③食品の安全管理

食品の安全性の確保は、食生活における基本的な問題であることから、国、県と連携し、食品の安全性を確保するための諸制度等、食に関する幅広い情報を多様な手段で提供します。

項目	市の取組	実施担当課
環境と調和のとれた農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援	バイオマス利用と食品リサイクルの推進 ・食品廃棄物や家畜排泄物のたい肥、肥料等への再利用など、バイオマス資源の利活用を促進するとともに、食品リサイクルの推進を図る。	農政企画課
	生産基盤の整備と経営基盤の強化 ・安全な農産物を安定して生産するため、老朽化した農業用排水路や農道の改築などの生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施する。 ・安全な農産物を安定して生産するため、担い手が規模拡大や営農組織の高度化を図る際必要となる機械や施設等の導入を支援し、経営基盤の強化を図る。	農村整備課 農政企画課
	食品の安全管理 ・「食品安全GAP※1」を取り入れた生産管理体制の導入を進めるとともに、残留農薬検査の実施により、より安全で安心できる農産物を届ける体制を構築し、市民に安全・安心な地元産農林水産物の供給を図る。	農政企画課

用語説明 ※1 食品安全GAP (Good Agricultural Practice 適正農業規範)

「農作業ごとに、安全な農産物を生産するための管理のポイントを整理し、まとめたもの」のことであり、食品の安全性を確保するためには、農産物の生産段階において、人の健康に悪影響を与える可能性がある危害要因（例えば、重金属や病原微生物、基準値を超えるような残留農薬など）が農産物に付着したり、吸収されたりしないように適切な作業管理を確実に行うこと。

ウ 地産地消の促進

目標

地域で生産された農林水産物の地域内での消費の拡大

現状と課題

近年、食料をつくる人と食べる人や生産地と消費の場所の分離が進んでいます。また、農産物の輸入の増加に伴い国内産地の弱体化も進むとともに、食料の安全性に対する信頼が低下しています。

食に対する信頼を回復するには、生産者、流通関係者、消費者が共通の視点に立って、消費者が求める農産物を供給することが重要であり、地域で生産された物は地域で消費する地産地消を促進することが重要です。

取り組むべき施策

①学校給食等における地場産物の利用促進

学校給食に生産者の顔が見える安全で安心できる地場産食材の活用を促進します。

また、外食産業や企業内食堂における地場産物の積極的な利用と併せて、食品流通業においても、適正な食品表示を行うとともに、地場産物の積極的な販売により地産地消を促進します。

②地域内流通の促進

生産者と消費者の信頼関係の構築、食に関する市民の理解と関心の増進などを図るため、地産地消を促進します。

また、地産地消を推進する実践的な計画の策定、実施の促進と併せて、活動の核となる人材の育成等を推進するとともに、直売所や消費者との交流施設の整備等を進めます。

このため、農林水産業において、多様な消費者ニーズに対応した農林水産物の生産や付加価値の高い加工品づくりを推進するとともに、産地の育成並びに多様な担い手の育成を推進します。

項目	市の取組	実施担当課
地産地消の促進	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食における地場産食材の使用拡大を図り、地域の農林水産物についての理解を図る。 学校給食に使用する食材の生産拡大を図る。 地場産農林水産物に関する情報提供等により、外食産業や企業内食堂における地場産物の利用を促進する。 	保健給食課 農政企画課
	<ul style="list-style-type: none"> 生産の高度化や消費者ニーズに即した、安全・安心な農産物の流通を推進するため、直売所等の施設及び機械設備などの整備に対して支援を行う。 女性や熟年農業者が地域において持てる能力を十分に發揮できるよう加工施設や機器の整備を支援するとともに、グループ化を促進し、生産から販売まで含めた中で、担い手を育成し、安全な農産物の生産拡大を図る。 	農政企画課

工 食文化の継承のための活動への支援

目標

地域の伝統ある優れた食文化の継承

現状と課題

海外から様々な食材や料理等がもたらされるとともに、食の外部化等が進展する中で、栄養バランスに優れた日本型食生活や地域において継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚などが失われつつあります。

このため、食文化の継承のための活動への支援等がなされるよう適切な取組を行う必要があります。

取り組むべき施策

①ボランティア活動等における取組

食生活改善推進員等のボランティアが行う親子料理教室や体験活動などにおいて、地域の郷土料理や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承を図ります。

また、地域における祭礼行事や民俗芸能などに関する伝統文化の保存団体等が実施する食文化に係る取組を促進することにより、伝統ある優れた食文化の継承を推進します。

②学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用

学校給食において、郷土料理や伝統料理などの伝統的な食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導を行うまでの教材として活用されるよう促進します。

また、食育推進運動を展開するためのイベント等において、伝統ある食文化などの紹介や体験を織り込み、多くの市民がこれらに触れる機会を提供とともに、郷土料理や伝統料理、その歴史などを広く全国に発信します。

③専門調理師等の活用における取組

食事作法や伝統的な行事食などの豊かな食文化を醸成するため、料理教室や体験活動、各種イベントなどにおいて、高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用を図ります。

項目	市の取組	実施担当課
食文化の継承のための活動への支援 食文化の継承のための活動への支援	<p>ボランティア活動等における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健衛生推進員が行う、地区での伝統料理教室等の自主的活動を支援する。 	保健センター
	<p>学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食週間（11月）、ふるさとの日（2/7）で、郷土料理（地場産食材）を提供、並びに教材として活用し、地域には昔から伝わる料理や季節、行事にちなんだ料理があることなど多様な食文化があることを指導する。 	保健給食課

食文化の継承のための活動への支援	イベントの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・福井市の歴史・自然・文化などを楽しく学ぶことにより、市民の郷土に対する誇りと愛着を育むため、「福井学」推進事業を実施している。その一環として、中央公民館では、「福井の食」をテーマとした基礎講座を開催するなど、食文化の継承を図る。 	生涯学習課
	専門調理師等の活用における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルシェフや特産物生産者等のゲストティーチャーを活用して食事作法や伝統的な行事食などの豊かな食文化を醸成するなどの事業を推進する。 ・市内の各公民館で実施する家庭教育、少年教育、婦人教育、高齢者教育事業等において、栄養士等による食育に関する各種講座、学級を実施する。 	保健給食課 生涯学習課

才 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供

目標

すべての世代の市民の適切な食生活の選択

現状と課題

食に関する情報が氾濫しており、市民が食に関する正しい情報を適切に選別し、活用することができない状況が見受けられます。

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食を選択していくことが必要です。

また、食育を効果的に推進していく上で、各種の資料や情報を収集・分析し、これに立脚しつつ取り組むことが欠かせません。

このため、食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供などがなされるよう、適切な取組を行う必要があります。

取り組むべき施策

①リスクコミュニケーションの充実

国、地方公共団体、関係団体が連携しつつ、消費者、食品関連事業者、専門家などの関係者

間において、人の健康に悪影響を及ぼす食品についての情報及び意見の交換を行うリスクコミュニケーション^{*1}を実施します。

②食品の安全性や栄養などに関する情報提供

食品の安全性に関する様々な情報を市民が入手できるよう、国、県と連携し、市民に分かり易い形で情報提供するとともに、関係団体やNPOなどが行う意見交換会等への取組を支援します。

③食品情報に関する制度の普及啓発

食品表示の適正化を進めていくため、国、県と連携し、表示制度の普及・定着を図ります。また、消費者に対する教室やイベントにおいて、食品表示制度の情報を提供し、普及啓発を図ります。

項目	市の取組	実施担当課
食品の安全性、栄養その他 の食生活に関する 調査、研究、情報 の提供	リスクコミュニケーションの充実 <ul style="list-style-type: none"> 市民が、食品の安全性に関する知識と理解を深めるため情報を提供するとともに、国、県と連携し、リスクコミュニケーションの充実を図る。 	農政企画課
	食品の安全性や栄養等に関する情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 毎年開催する「健康フェア」の中で食育に関する情報提供を行う。 市政広報等を活用し、食生活に関する情報提供を行う。 	保健センター
	食品情報に関する制度の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> 国、県と連携し、食品情報に関するパンフレットの作成・配布などを行い、食品表示制度の普及・定着を図る。 消費者教室等において、食品表示制度の情報を提供し、普及啓発を図る。 	農政企画課 消費者センター

用語説明 ^{*}1 リスクコミュニケーション：リスクについて直接、間接に関係する人々が意見を交換することにより、正確な情報を共有し、相互に意思の疎通を図ること。

(5) 市民運動の展開

ア 食育推進運動の展開

目標

民間団体等が自発的に行う食育推進活動の展開並びに関係者間の情報及び意見交換の促進

現状と課題

食育については、従来、様々な関係者や関係団体がそれぞれの立場から取り組んできましたが、食をめぐる問題を払拭するには至っておりません。

このため、食育においては、男女が相互に協力することが重要であることから、男女共同参画の視点も踏まえ、市民的な食育推進運動が展開されるよう、適切な取組を行う必要があります。

取り組むべき施策

①食育推進運動月間の実施

食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、国民への浸透を図るため、国は、毎年6月を食育月間と定めました。

本市においても、国、県と連携し、その周知と市民への定着を図るなど、食育を重点的に推進します。

②継続的な食育推進運動

1年を通じて食育運動を継続的に展開し、一層の定着を図るため、国は、毎月19日を「食育の日」と定めています。

本市においても、国、県と連携し、この取組を積極的に推進します。

③各種団体等との連携・協力体制の確立

行政と各種団体やボランティアなどが密接に連携・協力しつつ、一体となって食育を推進することができるよう、福井市食育推進会議を中心として、協力体制の構築等を図り、市民運動として展開していくための活動を推進します。

④食育の市民運動に資する調査研究と情報提供

食育に関する市民の意識や食生活の実態等について調査研究を行うとともに、その成果を公表します。また、食育に関する必要な情報提供を行います。

さらに、市民運動として食育を促進するため、成果を上げている全国各地の事例や手法を収集し、広く情報提供します。

⑤食育に対する市民の理解の推進

食をめぐる諸課題や食育について市民の理解を深め、一人でも多くの市民が、自ら食育に関する活動を実践できるように配慮した広報啓発活動を展開します。

広報啓発活動に当たっては、世代間や生活環境、健康状態などによっても必要な情報が異なる場合があることに配慮するとともに、科学的知見に基づいた冷静な判断をすることの重要性が十分理解されるよう留意しつつ取り組みます。

⑥ボランティア活動への支援

市民の生活に密着した活動を行っているボランティアの役割が重要であることから、食に関する基本的な知識等の向上を図りつつ、その取組の活発化がなされるよう環境の整備を図ります。特に、ボランティアが行っている草の根活動としての健康づくり活動を促進します。

項目	市の取組	実施担当課
食育推進運動の展開	・国が定めた毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」は、国、県と連携し、食育の普及啓発を図る。	農政企画課
	・健康づくりの関係団体と連携協力し、健康フェアや健康教室の中で食育の推進を図る。	保健センター
	・福井市食育推進会議が中心となり、各種団体等との連携・協力を図るため、食育推進市民会議（仮称）を設置し、市民運動として食育を推進する。	農政企画課
食育の市民運動に資する調査研究と情報提供	・市民健康づくり運動「健康ふくい21」計画における評価の中で、市民の食の意識、行動について調査し、その情報を提供する。	保健センター

食育推進運動の展開		・食育推進計画における推進目標について、進捗状況を調査し、その情報を提供する。	農政企画課
	食育に対する市民の理解の推進	・自治会連合会等の組織を通じて、食育の意義や必要性について、啓発活動を進める。	行政管理課
	ボランティア活動への支援	・保健衛生推進員が行う、地区での自主的な食育推進活動を支援する。 ・食に関するボランティアに対し、食育に関する情報を提供するなど、ボランティア活動の推進、支援を図る。	保健センター 農政企画課

イ 市民の意見の反映

目標

施策の策定過程における公正性及び透明性の確保並びに市民の意見の適切な反映

現状と課題

食育は、個人の食生活に関わる問題であることから、市民の関心や意識を高めていくことが必要です。

食育の推進やそのための個別の施策に対する市民の理解と協力を確保し、その実効性と透明性を高めていくためには、広報啓発活動や情報の提供に加えて、市民の意見や考え方を積極的に把握して、これらをできる限り施策に反映させていくことが必要です。

取り組むべき施策

①施策の策定過程における取組

施策に市民の意見を反映するため、食育推進会議に市民の意見等が適切に反映するよう努めます。

また、食育の推進に関する情報を、広く市民に提供することにより、市民の関心や意識を高めるよう努めます。

②推進状況の把握と成果等の検証及び食育推進計画の見直し

推進状況を適切に把握し、実施した施策の検証を行い、結果を公表することにより、市民の理解と協力を求めます。また、必要に応じた計画の見直しを行います。

この場合においても、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

	項目	市の取組	実施担当課
市民の意見の反映	施策の策定過程における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する施策の策定過程において、市民の意見を適切に反映するよう努めるとともに、食育に関する市民の関心や意識を高めるため、食育に関する情報を市民に提供する。 	農政企画課
	推進状況の把握と成果等の検証及び食育推進計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進状況を適切に把握し、施策の成果等の検証を適宜行い、必要に応じて計画の見直しをする。 	農政企画課

基本理念と基本方針

福井市食育推進計画 ~家族そろって 学び 楽しむ 食育ふくい~ 施策の体系

基本理念

「生涯を通じて健康に暮らせる社会をつくる」

基本方針

- 1 市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- 2 食に関する感謝の念と理解
- 3 食育推進運動の展開
- 4 子どもの成長に合わせた食育の推進
- 5 食に関する体験学習と食育推進活動の実践
- 6 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び地域の活性化と食料自給率の向上への貢献
- 7 食品の安全性の確保及び食に関する情報の提供等による市民の適切な食生活の実践

基本目標と数値目標

I 元気な子どもの育成

重点的視点

- ① 子どもの生活リズムの向上
- ② 朝食を通じたコミュニケーションの向上

数値目標

- ① 朝食を毎日食べる子どもの割合の増加
小学校5・6年生 男子 91.6% 女子 94.5%
⇒ 男女ともに100%
- 中学生 男子82.1% 女子81.9% ⇒ 男女ともに100%
- ② 学校給食における市内産農産物の使用品目数の増加
10品目⇒15品目
- ③ 農林水産業の体験学習を実施している小学校の割合の増加
84%⇒100%

II 健康長寿ふくい

重点的視点

- ① 食生活の改善と伝統的な食文化の継承
- ② 生活習慣病の予防と市民の健康増進

数値目標

- ① 食育に関心を持っている市民の割合の増加
85%⇒95%
- ② 家族で食事（朝食）をとる市民の割合の増加
75%⇒85%
- ③ 栄養バランス等を考えて食生活を送っている市民の割合の増加
52%⇒60%
- ④ 適正体重者の割合の増加
男性68.6%⇒75% 女性72.5%⇒80%
- ⑤ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を認知している市民の割合の増加
70%⇒80%
- ⑥ 食品の安全性に关心を持っている市民の割合の増加
89%⇒100%

III 食育で地域の活性化

重点的視点

- ① 都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との交流の促進
- ② 地産地消の促進
- ③ 環境と調和のとれた農林水産業の活性化

数値目標

- ① 直売所及びインショップの設置箇所数の増加
20カ所⇒25カ所
- ② 食育の推進に関わるボランティアの数の増加
個人88名⇒100名
企業・グループ44団体⇒50団体

施策の方向

1 家庭における食育の推進

- ① 生活リズムの向上
- ② 子どもの肥満予防の推進
- ③ 望ましい食習慣や知識の習得
- ④ 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
- ⑤ 家庭、地域と学校との連携した取組

2 保育所、学校等における食育の推進

- ① 保育所での食育推進
- ② 指導体制の充実
- ③ 子どもへの指導内容の充実
- ④ 学校給食の充実
- ⑤ 食育を通じた健康状態の改善等の推進

3 地域における食育の推進

- ① 栄養バランスが優れた日本型生活の実践
- ② 「食生活指針」や「食事バランスガイド」の利用活用促進
- ③ 専門的知識を有する人材の活用
- ④ 健康づくり等における食育推進
- ⑤ 食品関連事業者等による食育推進

4 食の生産と消費に関する食育の推進

- ア 生産者と消費者との交流の促進
 - ① 都市と農山漁村の共生・対流の促進
 - ② 農林水産業体験活動の促進と消費者への情報提供
 - ③ 農林水産業者等による食育推進
- イ 環境と調和のとれた農林水産業の活性化並びに生産基盤の整備と経営基盤の強化
 - ① バイオマス利用と食品リサイクルの推進
 - ② 生産基盤の整備と経営基盤の強化
 - ③ 食品の安全管理
- ウ 地産地消の促進
 - ① 学校給食等における地場産物の利用促進
 - ② 地域内流通の促進
- エ 食文化の継承のための活動への支援
 - ① ボランティア活動等における取組
 - ② 学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用
 - ③ 専門調理師等の活用における取組
- オ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供
 - ① リスクコミュニケーションの充実
 - ② 食品の安全性や栄養などに関する情報提供
 - ③ 食品情報に関する制度の普及啓発

5 市民運動の展開

ア 食育推進運動の展開

- ① 食育推進運動月間の実施
- ② 繼続的な食育推進運動
- ③ 各種団体等との連携・協力体制の確立
- ④ 食育の市民運動に資する調査研究と情報提供
- ⑤ 食育に対する市民の理解の推進
- ⑥ ボランティア活動への支援

イ 市民の意見の反映

- ① 施策の策定過程における取組
- ② 推進状況の把握と成果等の検証及び推進計画の見直し

- ◎家庭での取組
- ◎保育所、学校等での取組
- ◎地域等での取組
 - ・農林水産業者
 - ・食品関連事業者
 - ・関係機関、団体、企業等

